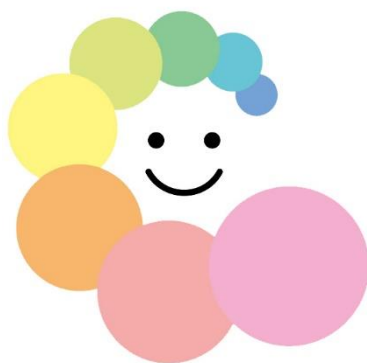


2023 年度

「子ども家庭相談室」年次報告書



はじめに		3
I. 子ども家庭相談室概要		4
II. 相談内容		6
III. 子どもの意見表明		
～大阪府の「児童生徒のための被害者救済システム」を使って		15
IV. 評価委員による評価と提言		26
V. 相談員からのメッセージ		29
VI. 活動報告		34
VII. 資料		38
●「子ども家庭相談室」要綱		
●大阪府教育委員会被害者救済システム運用要綱		
様式第 1 号 申立書	様式第 2 号 意見書	

はじめに

「こども基本法」施行元年に、子どもの「意見表明権」とはなんだろう？

公益社団法人子ども情報研究センター共同代表 田中文字子

2023 年は、「こども基本法」施行元年である。1994 年に国連「子どもの権利条約」を批准するも、子どもの人権・権利は発展途上国の課題であり、国内的に改めての施策は必要なしとの国の見解のもと、子どもの権利の議論は低調なまま 30 年が過ぎてしまった。ようやく、子ども施策の包括法として、「子どもの権利条約」の 4 つの一般原則を踏まえた「こども基本法」が制定され、子どもは権利の主体であり、すべての子ども施策の策定・実行・検証において子どもの意見表明とその反映が保障されなければならないことが書き込まれた。

子ども家庭相談室は民間子ども相談機関として、大阪府教育庁「児童生徒のための被害者救済システム」のアドボカシーセンターを受託し、子ども相談において、子どもの意見表明・参加の権利を実現しようと 2004 年より取り組みを続けてきた。現状は、条件面、内容面ともに問題山積である。「こども基本法」をテコに少しずつでも取り組みを充実させていきたいと願う。

「こども基本法」のもとで、子どもの意見をきかねばならないという認識は広がったように感じるが、それ故に、子どもの意見表明権とは何かという中身について一層の議論が求められていると思う。おとなからの諮問（決められた枠組み）に積極的に発言する子どもの意見を聴取するということが終わらせてはならない。もちろん、さまざまな委員会に子どもが参画する体制をつくることが重要だが、その体制づくりには、日常的に子どもが安心して意見を言える土壌が耕されていくことが必要だろう。子ども家庭相談室で子どもと向き合っていると、子どもが意見を言うことの難しさを痛感する。子どものことは経験を積み広い視野に立つおとなが一番よく理解している、子どもの意見は未熟である、子どもの意見はきくが最後の判断はおとながする、意見を尋ねても子どもは黙っていて意見がない、などの認識が強いことを感じる。子どもがつぶやいたり、叫んでいても、それが意見だと受け止められない場合も少なくない。

国連子どもの権利委員会が出した「意見をきかれる子どもの権利」（2009 年）には、意見表明権は意見をきかれる権利であると述べられている。子どもの意見が尊重される社会づくりが国の責務であり、言葉主義に陥らず、表情や身振り、遊び、描画などの非言語的表現も意見であり、意見を表明しない沈黙も意見であると述べられている。意見表明という概念そのものを問い直す視座が求められているのだと思う。

これまで何度か子どもの意見表明を応援してきて、子ども自身が納得し次へ進む姿に勇気づけられることもあった。意見表明権の実現を、子どもとともに、大阪府教育庁、学校現場、保護者ともに話し合っていこうと、改めて心に刻んだ 2023 年度だった。

I. 子ども家庭相談室概要

1. 開設年月日 2003 年 10 月
2. 開設日時 毎週月・火・木曜日 10 時～20 時
電話相談、面接相談(木曜日のみ、1 回 1 時間程度、要予約)
3. 電話番号 子ども専用無料相談電話 0120-928-704
相談専用電話 06-4394-8754
面接予約専用 06-4708-7087
4. 場 所 子ども情報研究センター相談室
5. 相 談 料 無料
6. 対 象 子ども、親、教職員等
7. 相談内容 子どもの人権侵害
8. スタッフ 子どもの権利擁護相談員
9. 基本姿勢
 - ・子どもやおとなの話を聴き、子どもにとって一番いいことを子どもやおとなとともに考える。
 - ・子どもが自分で決めることを大切にする。
 - ・利害関係のない第三者として相談者の話をじっくり聴く。
 - ・必要な場合は、第三者として関係機関や関係者との調整をおこなう。
 - ・秘密は必ず守る。
10. 検討会議
 - ・ケース検討：週に 1 度
 - ・研究協議：月に 1 度
11. 「大阪府教育委員会被害者救済システム」との連携

子ども家庭相談室は、下記のとおり「大阪府教育委員会被害者救済システム」の民間権利擁護推進機関「アドボカシーセンター」を受託している。

 - ・被害者救済システムとは

児童・生徒が学校においてセクシュアル・ハラスメント、体罰、いじめ等の被害にあった場合に、児童・生徒の最善の利益に向けた支援活動を行うシステム。被害にあった児童・生徒やその保護者等からの相談を民間権利擁護推進機関「アドボカシーセンター」が受け付け、解決に向けて一貫した支援を行うシステムである。

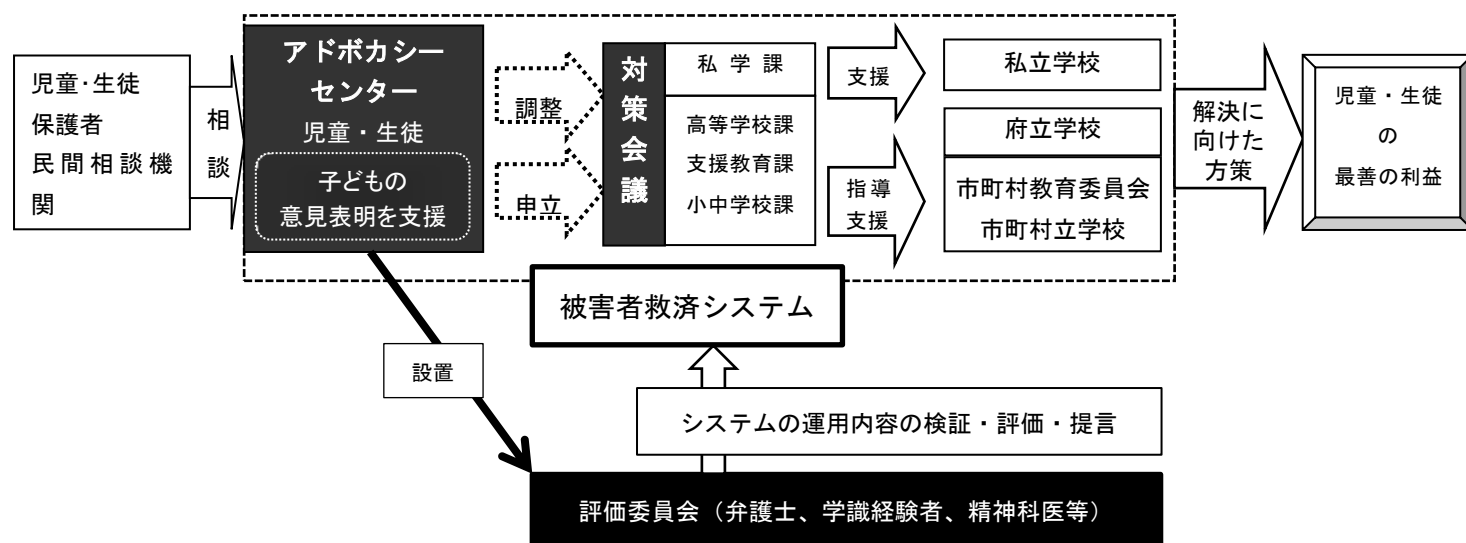
- ・対策会議

事象が生じ、アドボカシーセンターの報告により被害児童・生徒への心のケア及び解決に向けた方策を策定する必要があると認めるときは、被害者救済システム対策会議（以下「対策会議」という）を設置し協議する。対策会議は、担当課の職員、担当課の長が必要と認めた者で構成される。

- ・評価委員会

申し立て等を受けて、府教育委員会が行った市町村教育委員会・学校への指導や支援が、児童・生徒の最善の利益にかなったものとなったかどうかを、弁護士、学識経験者、精神科医等を委員とする「評価委員会」が、検証・評価・提言を行う。

図1 児童・生徒のための「被害者救済システム」概要図



※子ども家庭相談室は、上記「大阪府教育委員会被害者救済システム」の民間権利擁護推進機関「アドボカシーセンター」を受託しています。

Ⅱ．相談内容

1．概要

2023 年度を振り返ると、子どもの権利をめぐる情勢は厳しさを増し、改善の方向性が見えにくい、そのことを実感した 1 年であった。文部科学省の発表によると、2023 年、「不登校」の小中学生は 346,482 人で過去最多。小中高などが認知したいじめは 732,568 件、うち重大事態は 1,306 件でいずれも過去最多。また、自殺対策白書によると、子どもの自殺は 513 人で、前年と同水準だった。この数字の重さ、そして数字に表れない子どもたちの置かれている厳しい状況をひしひしと感じた 1 年だった。

子ども家庭相談室には 702 件の電話相談があり、面談では 11 ケースの相談があった。その内容は、次に報告するとおり、いじめ、不登校と言っても、多岐にわたっていた。子どもをめぐるさまざまな課題に対して、子どもとどう解決に向けて話し合っていけるのか、一人ひとりの声に真摯に向き合おうと努力を重ねた 1 年であった。

（1）面談をふりかえる

2023 年度に子ども家庭相談室（以下、相談室）に入った面談は 11 ケース、申立が 2 ケース。そのすべてが、保護者からの相談から始まった。相談室では、当該子どもと出会い、子どもの声を聴くという基本方針に基づき、子どもと共にその子自身の最善を追求していくことになるので、相談くださった保護者には、「子どもから直接話を聴かせてほしい。子どもと一緒に考えていきたい。」と伝えている。何が起きていて、何に困っているのか、その子どもがどのようにとらえているのか、子どもに聴いてみないとわからないからである。

面談の相談内容を分類で分けると、「学校での困りごと」4 件、「不登校について」5 件、「友だちのこと」1 件、「性被害について」1 件。面談を始めてから終了に至るまでの回数は、1 回（1 ケース）、2 回（1 ケース）、3 回（4 ケース）、4 回（1 ケース）、5 回（1 ケース）、6 回（1 ケース）、8 回（1 ケース）、20 回以上（1 ケース）。

相談室には、子どもの権利侵害に関する困りごとに対して、保護者から「どうしたらいいですか？」「助けてほしい。」と言われることが多いが、解決のプロセスとして、子どもの意見表明に基づき、解決の道が開かれていくことを保護者に理解いただき、子ども自身がどんなことに困っているのか、そして本当はどのようなことを望んでいるのか。または、どのようなことを願い、どのような Views(光景や見解)を思い描いているのかを子どもから聴かせてもらう。そして、相談室は、子どもとパートナーシップを築き、子どもと一緒に動く。

しかしながら、2023 年度は、11 ケースのうち 4 ケースは、保護者のみの面談で終わってしまった。保護者自身がただ話をきいてほしいという相談だったのかもしれない。「子どもと一緒に考える」「子どもの意見表明」「参加の権利」を保護者と話し合っていくには説明を重ねることが必要だが、4 つのケースはそれがかなわなかった。

（２）電話をふりかえる

2022年度の電話件数は580件にとどまったが、2023年度は総件数が700件台まで跳ね上がった。「友だちがいなくて、学校があまり楽しくなくてつらい。」という子どもからの電話があった。コロナ後、生活が動き出し、人と人の交流が動き出した中での戸惑いや不安、または衝突への不満が沸き起こっていたのかもしれない。

子どもからの相談が62件増え、おとなの相談も22件増えた。「学校へ行きたくない。」や「どうして学校に行けないのか自分でもわからない。」などの子どもの声と同時におとなからは「一度休むとそれ以降も学校に行きたくなくなるんじゃないか。どうしたらいいかわからない。」「話し合いも持ってもらえない。」などの声を聴いた。

他には、翻弄するおとなに子どもが巻き込まれていく懸念のある相談があった。「相手に責任をしっかりと感じてもらいたい。」「子どもには言っていないが、相手を訴えたい。」または、「訴えられそうになっている。」そういった相談も入った。そんな時も相談室では、相談者の気持ちを丁寧に聴かせてもらうが、このようにおとなの意図でそこに子どもが巻き込まれてしまうと、相談室が子どもからその子自身の言葉で気持ちを聴くことは、とても難しくなってしまう。「子どもの最善の利益」を図る活動が伝わりにくいのは、「子どもには理解できないと思うので、話せません。」といった声にあるように、おとな側の思い込みが根強くあるように思う。

次年度以後は、おとなの相談内容と子どもの相談内容を分けてデータを取ることを検討したい。今年度は、おとなと子どもを合算した内容で以下のような特徴があった。前年との比較で、不登校の件数が6件減少。友人関係については8件増加。家族関係が12件増加。問い合わせについては11件増加。月別電話件数では4月の相談が25件増加。面談のケース数は前年9ケースに比べ、2ケース増えた。

電話件数のうち中学生も高校生も増えているが、電話以外にも相談の出来るツールが増えたら、子どもはもっとアクセスしやすくなるだろう。

（３）電話で受け止めた子どもの声

※以下は、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更している。

【いじめ】

- ・小学校の時にいじめられた。仲間はずれにされた。なるべく目立たないようにすれば、ターゲットにならないだろう。今でも思い出す。

【体罰】

- ・学年集会に遅れた生徒が並ばされた。その時「遅れてないやんなあ」と話をしていたら、「おまえら、何ヘラヘラしてるんじゃない」と言われてビンタされた。

【不登校】

- ・どうして学校に行けないのか自分でもわからない。からだもしんどくなったり、学校に行こうっていう日には体が痛かったり、動かしにくい。平日は8時30分くらいに目が覚めて、9時くらいまでゴロゴロ、11時ごろ学校へ行く。休日は普通に朝早く起きて、6時に目が覚めて、7時

ごろからゲーム等をして過ごしている。

【学習・進路の悩み】

- ・最近、目標、目的がみえなくなっちゃって。大学へ行くため、高校のとき勉強した。大学に入ったら長い。何がしたいのかわからない。考えてしまうことが多い。モヤモヤする。失敗することもこわい。考えすぎてしまう。
- ・成績ばかり気にして苦しくなった。趣味を見つけようと思った。自分のペースでできるかと思いカードゲームを選んだ。久しぶりなので、金銭感覚が狂わないか不安。
- ・勉強が辛い。勉強が苦手なのに、親が勉強に厳しい。課題の量が多い。卒業後は専門学校に行きたいと思うが、親は医療系に進むと決めている。

【友人関係の悩み】

- ・鬼ごっこをしていてタッチした時、5回くらい叩かれた。空手みたいに100%の力でやで、メッチャ腹立った。「オニぶっ殺す」って言われた。「ぶっ殺す」という言葉はメッチャいや。傷つくよ。
- ・遊んでいたら上級生が邪魔をしてくる。「イヤだ！ヤメテ！」と言ってもやめてくれない。先生に言ったら注意はしてくれたけどきかない、やめてくれない。
- ・同級生の1人から叩かれる。「ばか」と言われることもある。「やめて」と言うけどやめない。
- ・暴力にはぼくは本当に弱い、強くなりたい。1人になったら不安。
- ・クラスの子にいやなことを言われる。「自分は何も悪いことをしていないのに、何で言われるんやろう」と気になって夜も眠れない。
- ・友だちがいなくて、学校があまり楽しくなくてつらい。
- ・学校へ行きたくない。「気分屋やから1人になりたそう」と言われて私が1人にされた。「1人になりたい」なんて言ったことないのに。
- ・友だちと話してる時、話が合わないにつらいな～と思う。友だちともがんばって話したいし、学校にもがんばって行きたい。

【教職員との関係の悩み】

- ・習い事のプールの先生が怖い。クロールの時、1cm頭があがっても頭を水中に押される。「オラ！」「お前、プールくるな」とかどなられる。
- ・元担任のことでモヤモヤしている。元担任は異動してなくなったのはうれしいけれど、なんであんな嘘をついたのか、謝ってもらったわけでもなく、逃げられたような気持ちがする。モヤモヤしたままずーっと残るのかなと思う。

【家族との関係の悩み】

- ・昨日はホントいろいろあってストレスがたまる。いつもストレスをため込んじゃう、そして感情のコントロールがきかなくなって泣いちゃう。泣いても記憶からそのことがなくなる訳ではないので、思い出すとそのことが溢れ出てきて、親に反抗したり、きょうだいにあたってケンカしたり、ストレスが悲しみや怒りになって爆発する。

【教職員の指導上の問題】

- ・男の担任の先生が、体育やクラブで着替えてたら入ってくる。廊下側にカーテンが付いていなくて丸見えになる。「出て行って下さい。」と言うと逆切れされる。

【漠然とした不安】

- ・楽しいことが少ししかない。どうしたらいいですか。楽しいことは…、信頼できる友人といること、飼っている犬といること。犬はずーっと一緒にいる。調べてもらったら、起立性調節障害だとわかった。これからどうなっていくのかな？と、不安になった。

（４）電話で受け止めた保護者の声

※以下は、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更している。

【いじめ】

- ・学校で子どもが、細菌扱いされている。
- ・先生に相談しても、相手の子から「ごめんなさい」と言われて終わるんじゃないかと思って、相談するのはイヤと子どもが言っている。
- ・子どもがクラスの友だちからいじめられている。学校の対応もおかしい。話し合いも持ってもらえない。子どもをいじめから守りたい。
- ・知り合いの保護者がインスタに子どもがいじめられているとあげた。名前は出していないが＃をたぐっていくと、子どもも保護者もわかる。
- ・いじめまではいかないが、子どもの同級生に困っている。今担任に相談中。
- ・子どもがクラスの友だちから毎日のように「死ね」「教室に入ってくるな」といじめられている。担任と校長にも子どもは相談しているが「それはひどいね、あかんよね」と言うだけで、相手への指導はしていない。一度休むとそれ以降も学校に行きたくなくなるんじゃないか。どうしたらいいかわからない。
- ・子どもがいじめられ体調まで悪くなり学校にも行けない日があるのに、相手は普通に過ごしていることが腹立たしい。
- ・いじめてくる子がいる。担任からは逃げてもいいことはない。今いじめを回避する力を付けなければと言われるが、子どもは「今のところはやめて、転校したい」と泣いていた。どうしたらいいか迷っている。

【セクシャルハラスメント】

- ・グループラインに子どもの裸の写真を拡散された。子どもは体調不良で休んでいる。

【差別】

- ・子どもは障害がある。こちらが納得していないのに学校は一方的に２時間だけ登校と決めてきた。うちの子の学習保障はどうなっているのか。

【不登校】

- ・小学校で2年間不登校。中学でも不登校ぎみで困っている。受験に向けて頑張ってきたけど、また始まったと思い、モヤモヤする。
- ・少ししか登校せず、3学期から学校へ行きだして、私立の上位校を目指して受験用の塾に行っているが、信用できなくて不安。

【学習・進路の悩み】

- ・どこに相談したらいいのかな。今の中高一貫の高校には行かないと子どもが言っているので、高校に向けて勉強さえしてくれたら、公立に在籍だけして中学を卒業だけしてくれたら私はいいと思う。
- ・突然、退学と言われた。卒業式に子どもも母も出席したいと思っているが、出れない。相談室から働きかけできないか。
- ・前の学校ではいじめで不登校になっていた。うちの子に非はないのに悪者にされていて悔しい。今は転校を楽しみにしている。新しいところで頑張してほしい。

【心身の悩み】

- ・毎日昼夜逆転で、自傷行為もある。学校に無理に行かなくて良いと思っているが、子どもは体調を崩しがちで心配。
- ・子どものクセが気になっている。眉毛を抜くのがクセになっている。以前はまつ毛。自己主張の激しい子で、我慢させていることも多い。私はガンガン言うタイプなので子どもにはストレスになっていると思う。

【教職員との関係の悩み】

- ・子どもが学校へ行かない。担任に毎朝連絡して話すが、伝わっているかこころもとない。
- ・障害を持っている子ども、お腹をこわしやすく食べる量がわからない。下痢ぎみで病院では「胃腸炎」と言われているが、デイサービスでは感染症を疑い「休んでください」と言われたり、着替えを2セット持ってきてくださいと簡単に言われるが、荷物が多くなるので困っている。

【家族関係の悩み】

- ・リストカットは、傷は浅いがたくさんある。部屋で何が起こっているのか心配。仕事に行っているが、帰ったら首をつっていないか心配になる。私はどんなふうに声かけをすればいいかな。
- ・子どもが家に帰りたくないと言う。私自身が子どもに求めてしまって最近疲れてきた。私自身先読みしちゃうからダメなことはわかっているけどやろうとしないことに不愉快。夫は口を出してきて自分が子どもにいつかさせたことを横から台無しにしてしまう。
- ・子どもも受験で反抗期もあるのかストレスがたまるとぶつけてくる。子どもは私のことを「グチグチうるさい感じ」と言う。自分でも言った後、イヤだなあと思うことがある。
- ・子どもが不登校。注意欠陥障害があり、受診している。親族に母の育児のせいで障害になったと言われてきた。
- ・夫の子どもの接し方に悩んでいる。子どもが「ギャー、やめてー」と何回も叫ぶのを聞くのがし

んどい。子どもは「パパこわい」「もうやめて」「さわらんといて」「近づかんといて」と言うが、夫は「おれは何もしていない、近づいただけ」「冗談やん」と言う。

【非行・問題行動】

- ・子どものタブレットを見て、相手からパパ活、援助交際、バイクと書いてあって驚いた。グリ下で補導されたこともあり、犯罪につながることもあるかもしれないし、本人が被害者になったり、加害者にもなることがあるかもしれないという不安が襲ってくる。

【教職員の指導上の問題】

- ・校長に「挨拶もできないのか、クソガキ」と子どもが言われた。「クソガキ」はないでしょ。
- ・学校でのトラブル、こちらは被害者なのに別室で反省文を書けと言われている。3日間の特別指導を受けないと授業を受けさせない「決まったことですから」と学校は高圧的に言ってくる。

【家庭内暴力】

- ・子どもは自分の思い通りにならないと怒鳴りちらしたり、あばれる。日々裏切られることばかり、よく嘘をつく。もう耐えられない。
- ・友だちへの暴言や荒れる子どもに困っている。私が一緒にいることで悪影響になるので全部手離してどっかに行きたい。暴言を治したいけど治らない。
- ・子どもと父親の関係が悪くなっている。父は無職で家にいる。子どもはゲームをしている時などヘッドホンをしていて父の言葉が聞こえなかったりすると、頭を叩きヘッドホンを放り投げたり、暴言を吐く、どなる。

【学校保育所等の対応】

- ・遠足の日友だちから殴る・蹴るの暴行を受け、悪口を言われた。他の母から聞いて知った。本人にも聞くとやられたと言ったので、担任に伝えたが、学校の対応が信用できない。
- ・子どもに対して不利益を与えられた。やる気を失わされた。
- ・学校として早くから対応を取ってもらえたら、学校に通えていたと思う。
- ・小学生の子どもが、着替えを先生に見られた。何度か学校に話をしたが、学校は何もなかったという。どうしたら解決できるかと思っている。

【話し相手】

- ・子どもが学校で受けているカウンセリングを終了することになった。聞いてみると、子どもがカウンセラーに性的なことを言ったためとわかった。母は納得しているが、気持ちを整理したくて、電話した。

【漠然とした不安】

- ・学校は子どものことを褒めないし、何でもやれてあたり前という風潮がある。コロナ下の子どもたちは一番大切なときに教育を受けられていない。

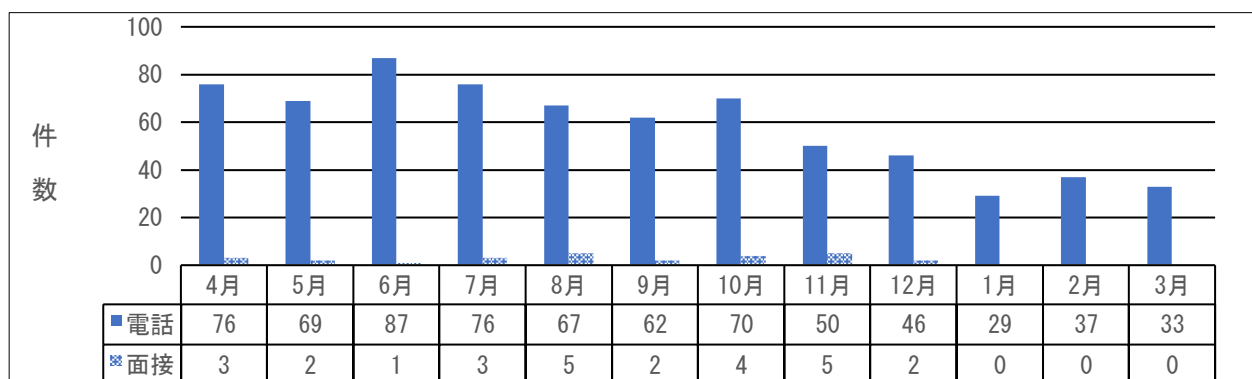
(5) 年度別相談件数

年 度	電話の総数 (フリーアクセス)	面談件数 (※ケース数・訪問件数)	意見書	申立
2003 年 10 月～2004 年 3 月				
2004 年	142	62 (訪問 3)		2
2005 年	188	76 (訪問 28)		1
2006 年	525	60 (訪問 15)		2
2007 年	653	59 (訪問 2)		2
2008 年	535	45 (訪問 8)		1
2009 年	610	51 (訪問 0)		1
2010 年	497	67 (訪問 0)		1
2011 年	454	72 (訪問 0)		0
2012 年	535	63 (訪問 13)		1
2013 年	591	75 (訪問 2)		1
2014 年	272	58 (訪問 3)		0
2015 年	302	62 (訪問 4)		0
2016 年	363	42 (訪問 3)		0
2017 年	383(43)	126 (訪問 5)		0
2018 年	553(262)	54 (ケース 11・訪問 7)	1	0
2019 年	567(232)	60 (ケース 12・訪問 16)	1	0
2020 年	572(303)	36 (ケース 7・訪問 1)	2	0
2021 年	750(546)	20 (ケース 6・訪問 6)	1	2
2022 年	580(366)	20 (ケース 9・訪問 8)	2	2
2023 年	702(454)	27 (ケース 11・訪問 1)	2	2
合 計	9774(2206)	1088(ケース 45・訪問 124)	9	18

※フリーアクセスとは、子ども専用無料相談電話のこと。

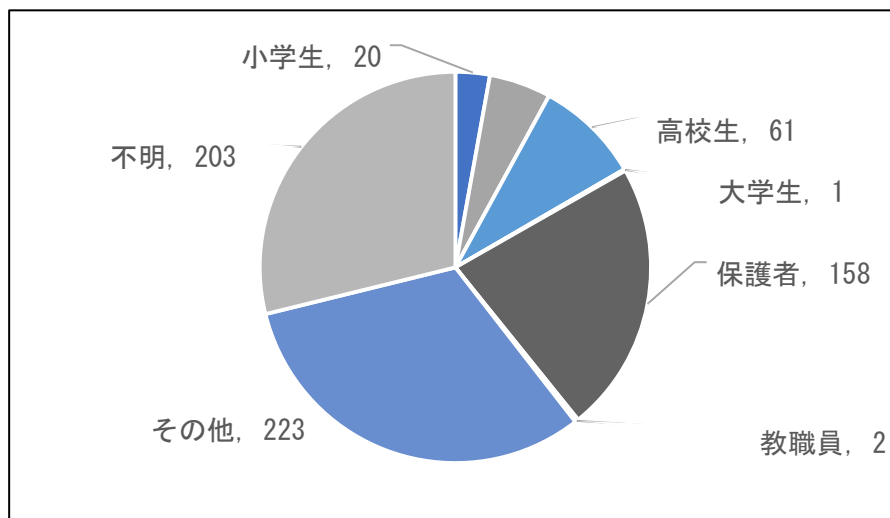
※意見書提出件数は、2018 年より集計開始。

(6) 電話及び面接・月別件数



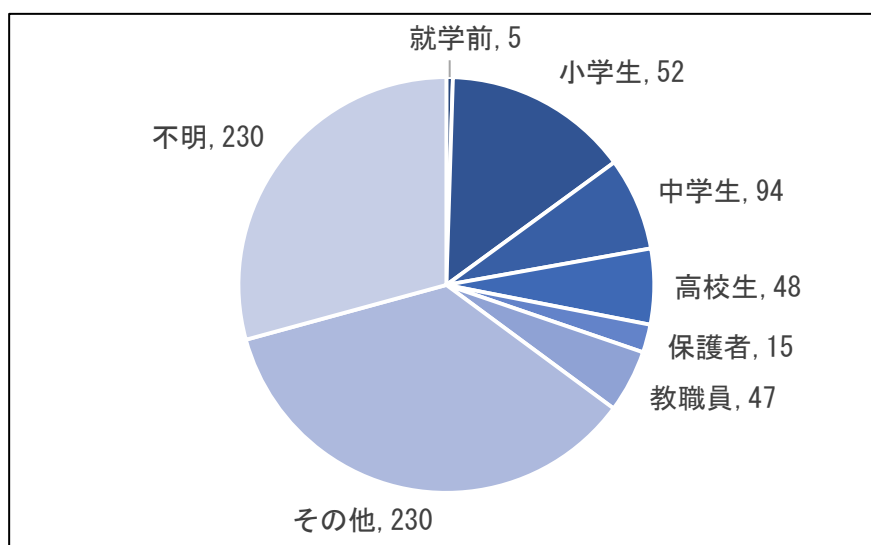
(7) 電話相談・相談者内訳

	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年度	2023 年度
小学生	16	41	46	25	21	28	20
中学生	26	46	21	43	110	16	36
高校生	30	132	45	65	50	11	61
大学生	1	3	0	1	0	0	1
保護者・教職員他	237	190	217	160	151	138	160
その他・不明	73	141	238	278	418	387	424
合計	383	553	567	572	750	580	702



(8) 電話相談・相談対象者内訳

対象者	就学前	小学生	中学生	高校生	大学生	保護者	教職員	その他	不明	合計
件数	5	52	94	48	2	15	47	230	230	723

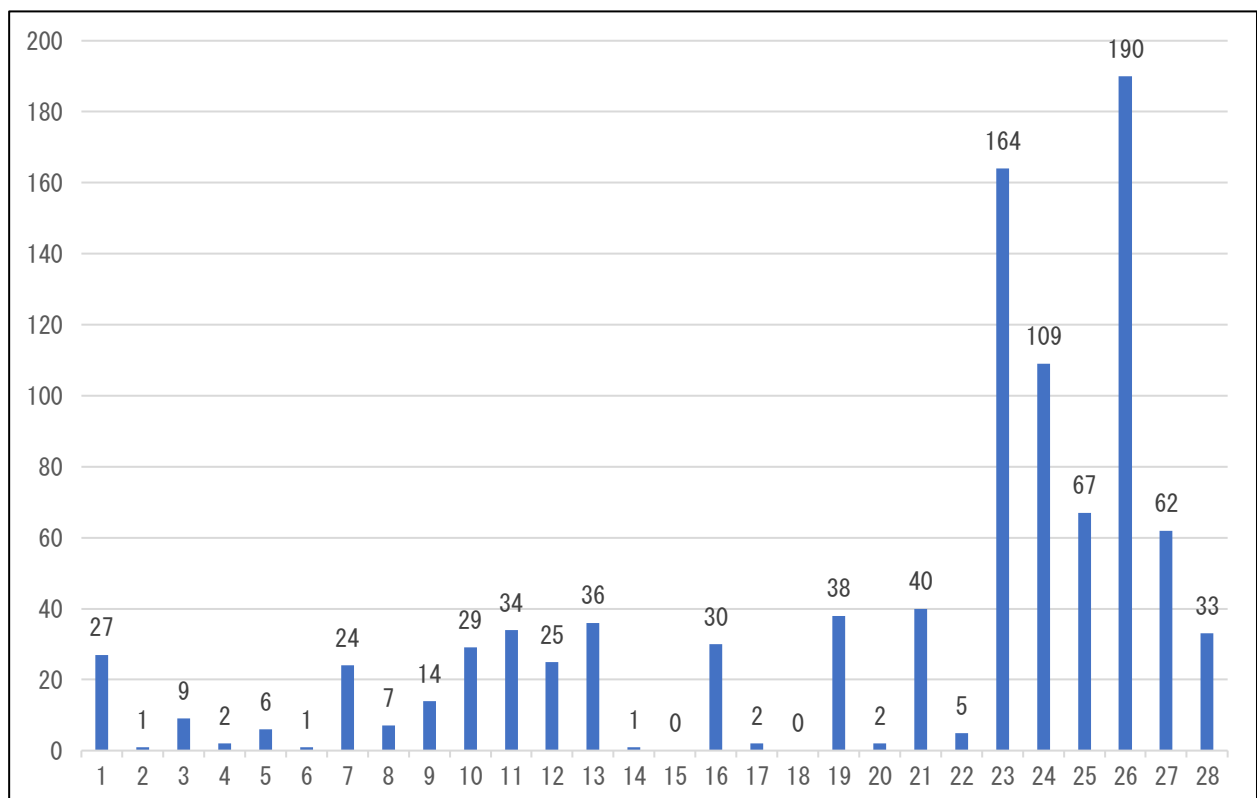


(9) 電話内容内訳

番号	分類	件数
1	いじめ	27
2	体罰	1
3	セクシュアル・ハラスメント	9
4	虐待	2
5	差別	6
6	校則などの学校ルール	1
7	不登校	24
8	学習・進路の悩み	7
9	性の悩み	14
10	心身の悩み	29
11	友人関係の悩み	34
12	教職員との関係の悩み	25
13	家族関係の悩み	36
14	非行・問題行動	1
15	学級崩壊	0

番号	分類	件数
16	教職員の指導上の問題	30
17	家庭内暴力	2
18	学校・保育所等での事故	0
19	学校・保育所等の対応	38
20	行政施策等	2
21	子育ての悩み	40
22	近隣関係	5
23	雑談、話し相手	164
24	漠然とした不安	109
25	孤立	67
26	その他(すぐに切れる・お試し)	190
27	無言(しばらく沈黙)	62
28	問い合わせ	33

合計 958 件(重複あり)

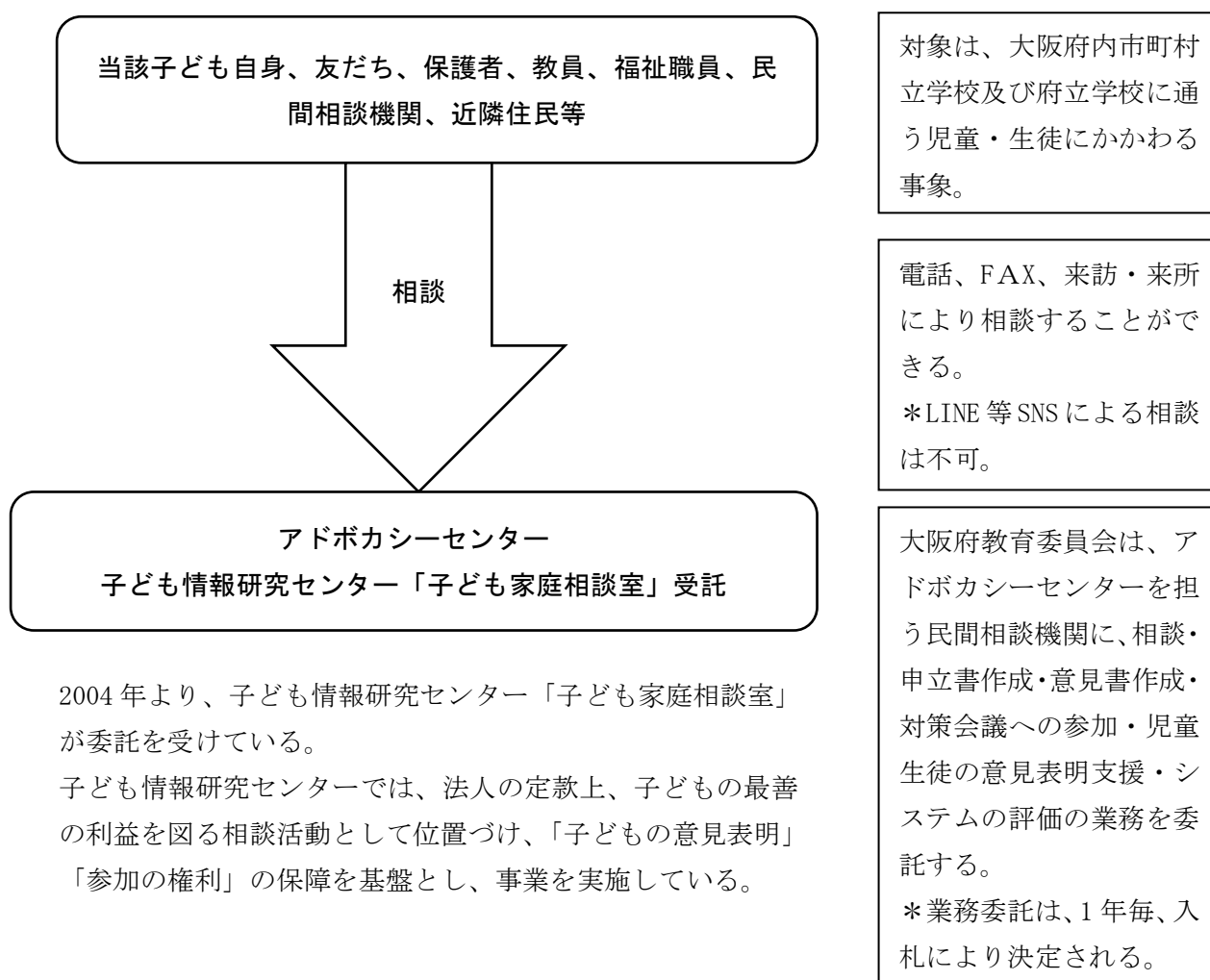


Ⅲ. 子どもの意見表明～大阪府の「児童生徒のための被害者救済システム」を使って

1. 大阪府「児童生徒のための被害者救済システム」とは

大阪府の「児童生徒のための被害者救済システム」は、児童・生徒が学校においてセクシュアル・ハラスメント、体罰、いじめ等があった場合、児童・生徒の意見表明を尊重し、当該子どもの最善の利益に向けた支援活動を行うシステムである（大阪府教育委員会『子どもを守る被害者救済システム』リーフレットより）。相談、意見表明、申立、終結までの道筋について紹介する。

（１）相談の入り口



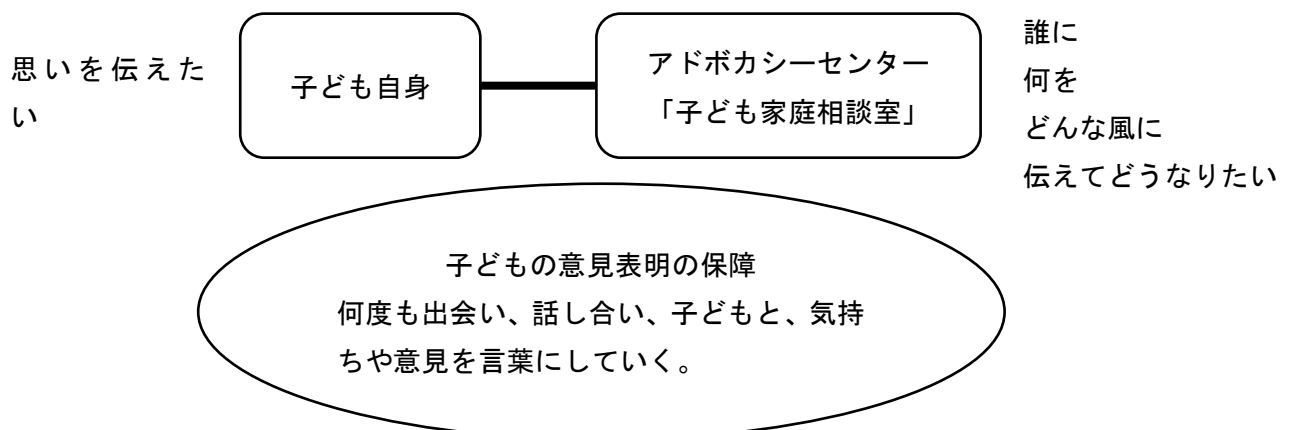
（２）相談の基本方針【子ども家庭相談室】

- ①当該子ども自身、友だち、保護者、教員、福祉職員、近隣住民等誰からでも相談を受けるが、当該子ども自身と出会い、子ども自身の声を聴く。
- ②解決主体は子どもであり、相談員はもっぱら、子どもの立場に立つ。
- ③子どもが何に苦しみ、悩んでいるのか、どんな解決イメージを描くのか、子どもの声を聴き、子どもの意見の形成・表明を支援する。
- ④初回面談では、子どもに「子ども家庭相談室」（目的、代弁、相談記録等）について説明し、必

要に応じて、意見書、年次報告書作成についても説明する。

- ⑤子どもが安心して、信頼して話せる環境をつくる。
- ⑥障害の有無にかかわらず、自己表現、言語表現が苦手な子どももいる。相談員は、言語表現のみにこだわらず、子どものさまざまな自己表現に目を向ける。
- ⑦おとなが誘導したり、引っ張ったりしがちであるが、信頼関係づくりに努めながら子どもが話そうと思うまで寄り添い、待つ。
- ⑧子どもは情報や経験が制限されている場合も多いので、当該子どもへの関心を積極的に伝えるとともに、多様な選択肢を示すことも大切である。
- ⑨子どもが親の意向を話していると受け止められたり、話す言葉と気持ちがずれているのではと感じられたりすることもある。確かめながらゆっくり聴くことを大切にする。また、子どもの話を聴く過程で、相談員の思いや考えも生じてくる。子どもの声と相談員の思いは区別して整理する。
- ⑩子ども支援の窓口であること：親のしんどさが子どものしんどさに絡まっていることも多く、子どもを支援する上で親支援が切り離せない事案も少なくない。親支援をすることが子どもと出会える条件となる場合もあるが、あくまで子ども支援の窓口であることを親に伝える。面談は、初回から、親同席ではなく子どもだけの時間をつくることが重要である。
- ⑪保護者支援について：相談のきっかけは親（その他のおとな）からの電話であることが多い。相談活動の重要なスタートとなるため、親の話を誠実に聴き、子ども支援の機関である子ども家庭相談室に求められることについて丁寧に共通理解をはかるよう努める。
初回面談の際、親同伴がほとんどであり、親に向けて、改めて「子ども家庭相談室」について説明する。（わかりやすいリーフレット等を準備）
親支援の継続が必要だと判断される場合、子ども相談と並行して保護者相談を実施する場合もある。しかし相談員数が十分ではないため、親支援を託して連携できる他の相談窓口を確保することが重要である。
- ⑫相談時間は1回おおむね1時間とする。ただし、電話相談は担当した相談員の判断に委ねる。
しかし、回線が限られており特定の人だけに時間を割くことは問題でもあるので、時間を意識して聴く。

（３）子どもの意見表明

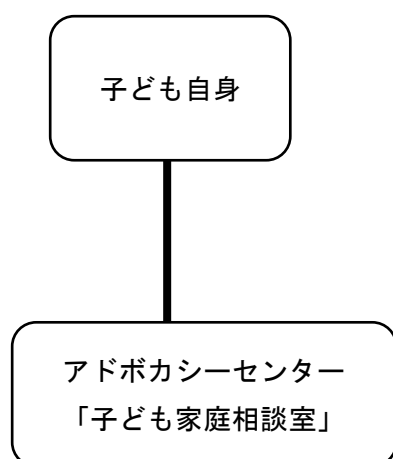


（４）子どもの意見表明を支える「申立」

被害者救済システムにおいて、アドボカシーセンターは、当該児童生徒及びその保護者から相談を受け、児童生徒及び保護者が希望する場合、解決に向けた調整や大阪府教員委員会に対する救済の申立を行う業務が委託されている。当該児童生徒及びその保護者は、被害者救済システムを使い、救済の申立をすることができる、というものである。

そこで子ども家庭相談室は、相談の基本に基づき、子ども自身の思いにより、救済の申立を行う業務を担っている。

①申立書



相談の入り口が保護者の場合、子ども家庭相談室は、保護者に被害者救済システムの説明をし、申立にかかわる子どもとの相談の経過を報告する。

＊但し、相談の内容については子どもとの守秘の観点から、子ども家庭相談室から保護者に伝えることはしない。

子ども家庭相談室から、被害者救済システムの説明を受ける
「『申立』という手続きにより、意見表明できる」



「使ってみる」
「申立てる」
「意見表明したい」

申立書（様式第１号）があつてね、書いてみよう
代わりに子ども家庭相談室が書くことができる



子ども自身が手書きで書く
相談室がききとって書く

（様式第１号）

年 月 日

大阪府教育庁

長 様

申立人

大阪府教員委員会被害者救済システムによる救済について（申立書）
標記について、下記理由により、被害者救済システムに救済を申し立てます。

記

- １ 申立事項
- ２ 理由
- ３ その他

上記について、申立人（氏名）より、相談を受理しました
ので、報告します
アドボカシーセンター

②意見書

被害者救済システムにおいて、アドボカシーセンターは、大阪府教員委員会に対する救済の申立を行う業務として、申立人に対する申立書（様式第1号）の作成依頼及びアドボカシーセンターとしての意見書（様式第2号）の作成とこれらの関係書類（子どもからききとった事実経過や子どもが提出したい書類等）の提出が委託されている。

子ども家庭相談室の相談員及びスーパーバイザーは、相談記録、申立書を共有し、子どもの権利条約に基づき、救済の必要な理由・根拠、救済事項について意見書として作成する。

相談記録は、子どもの言葉、表情、行動などの様子をありのまま記載したものである。相談員の受けとめや思いと区別して記録している。

記録については、記録すること自体が権力的であることを心に留めている。

（様式第2号）

意見書

大阪府教育庁

長 様

年 月 日

アドボカシーセンター名

（アドボカシーセンター）名は、（申立人）により被害者救済申立を受け、下記のとおり意見書を作成しましたので提出いたします。

- 1 事実経過
- 2 救済の必要な理由・根拠
- 3 救済事項 等

（５）申立書の提出と対策会議の開催

子ども家庭相談室は、子どもの申立を受けて、申立書（様式1号）、意見書（様式2号）、関係書類を整え、大阪府教育委員会被害者救済システム担当課に申立書類一式を提出すると同時に、大阪府教育委員会、当該市教育委員会の対策会議の開催を要請する。

対策会議では、子どもの申立内容の共有と救済事項について協議する。

2. 2023 年度の子どもの意見表明

2023 年度は、2 人の子どもが大阪府「被害者救済システム」を使い、意見表明をした。

(1) 教員のどなり声で不登校になった高校生の意見表明

【ケースの概要】

教員のどなり声で不登校になった高校生 A さんは、①申し立てたい。②高校にクラブだけ行きたい。(中学校はできた)。③高校であった理不尽さを訴え、転校したい。どうすれば転校できるか、教えてほしい、と相談に来られた。相談は、母からの電話で始まり、意見表明に至るまで、A さんと電話で 12 回、面談で 9 回、相談を続けた。

【子ども家庭相談室の受け止めと動き】

A さんは、教員との話し合いにおいて、節目節目で聞いてもらえず挫折しており、何とか打開したいと思っている。そして、教員に謝ってほしいという願いは、A さんの思う高校生活へとつながる対話が求めているのではないかと受けとめ A さんの申立（校長、教員に対して）を行うこととし、意見書を作成した。

【対策会議】

第 1 回目は、大阪府教育庁小中学校課・高校教育改革課・高等学校課から 1 人ずつ、子ども家庭相談室相談員が 2 人参加。申立内容、教育委員会による学校への聞き取り内容を共有し、A さんと学校間のずれを解きほぐす場をつくること、そのために意見表明する場を持つことを確認した。その際、A さんにとって、楽しい学校生活が必ずくるわけではないという懸念が出された。

第 2 回目は、当該校長、高校教育改革課・高等学校課から 1 人ずつ、子ども家庭相談室相談員が 2 人参加。高等学校課より校長にシステムの説明がなされた。校長から、A さんの訴えに対して、学校と子ども・親の受け止めに違いがある、意見表明の場が A さんの期待する場（教員の謝罪を得て、今後について話す場）にならない可能性があることから、意見表明の場を持つことに反対である、校長は合理的に返す、という発言があった。協議の結果、A さんの意見表明の場をもつことを確認して終えた。

【改めて子どもと考える】

子ども家庭相談室は、A さんの意見表明を支えることを確認し、面談で改めて A さんと意見表明することについて考えた。A さんは、自分の思い通りにはなくてもよい、3 人の先生が謝ってくれたら、いろいろお世話になっているので頭を下げる、謝ってくれなかったら自分の言いたいことを伝えて終えたい、ある先生と 2 人で話をしたいという希望した。

子ども家庭相談室は、校長に、A さんの先生と 2 人で話をしたいと希望していることを伝えた。校長より、その先生の参加は当日まで不明であること、学科長も参加したい、意見表明の時間は 30 分である旨言われ、A さんに伝え、了承を得た。

【意見表明当日】

参加者は、A さん、子ども家庭相談室相談員 2 人、校長、教頭、B 先生、学科長、担任、大阪府教育庁高校教育改革課、高等学校課。場所は校長室。司会進行はその場で、校長より、子ども家庭相談室に依頼された。子ども家庭相談室は、子どもの権利条約第 12 条意見表明権にもとづいた意見表明の場であることを伝え始まった。

校長より、A さんが話をしたい教員は欠席となったこと、これまで保護者に文書を出している

こと、謝罪するつもりはないとの発言があり、Aさんと校長の話し合いがなされたが、30分という時間が来た時点で終了となった。

最後にAさんは、ある先生に伝えたかったことを書いた手紙を校長に預けた。

意見表明後、Aさんは、「よくわからなかった。みなさんに来てもらったこと、申し訳ないと思う。第三者にききたい。先生が来なかった件、どう思うか。自分がおかしい？」と言われ、次回相談日を決めて別れた。

【意見表明後】

Aさんは、相談日に来所されなかった。子ども家庭相談室は、週に1度電話をして、関係を持ち続けようとしたが、受験の時期となり、受験後に会えることを約束した。校長に預けた手紙がどうなったのか、先生と話せたのかどうか、意見表明についてどう思っているのか、聞かせてほしいと思った。

【子ども家庭相談室での議論】

①意見表明について

- ・被害者救済システムにおける子どもの意見表明について、校長の理解を得られないまま、校長の提示する条件（時間、参加者、謝罪はしない）のもとに開催したが、それでよかったのだろうか。
- ・Aさんに校長の提示した条件を伝えた。子ども家庭相談室は、30分という時間では意見表明の場ではありえないと思ったが、意見表明したいというAさんの意思をうけとめて、開催した。子どもの権利救済、意見表明とは何か。

②対策会議について

- ・大阪府と子ども家庭相談室が対等な関係性の中で議論したい。第2回対策会議はそのような場だったのだろうか。
- ・対策会議の進行役は、システムの担当課である小中学校課の参加が必要なのではないか。

（第2回目の対策会議では、小中学校課の参加がなかった）

③意見表明の場の進行について

- ・これまで、小中学校課や子ども家庭相談室が担ってきた。今回、校長から、子ども家庭相談室に進行してほしいと言われた。意見表明の場の進行はどこが担うのか。

④子ども家庭相談室作成の「意見書」について

- ・対策会議で共有できなかった。
- ・子ども家庭相談室が意思と責任を持って、子どもの思いを伝えることが必要なのではないか。

⑤被害者救済システムに対する要望書について

- ・アドボカシーセンターを受託している「子ども情報研究センター子ども家庭相談室」として、システム担当課である小中学校課に今回の意見表明に対する課題、「意見表明の場とは何か」について要望書を提出したい。

意見書

大阪府教育委員会

小中学校課長 宇野木 邦治 様

年 月 日

公益社団法人子ども情報研究センター

子ども家庭相談室

子ども家庭相談室は、Aさんによる被害者救済申立を受け、下記のとおり意見書を作成しましたので提出いたします。

1. アドボカシーセンターが受け止めた経過

Aさんは、2021年4月入学直後の身体検査のときに、会場である保健室を出たところで、指示されていたTシャツを着用していなかったため、先生にいきなり大声で怒鳴られ、その日以降、学校に行けなくなりました。親にも言えず、学校の最寄り駅まで行くと気分が悪くなり帰宅。1か月もの間、朝、家を出て、親がいなくなってから自宅に帰ることを繰り返していました。この間、担任から本人に連絡があったのは1度だけです。1か月後、担任が親に連絡して初めて、本人、担任、先生、親が話し合うことになりました。話し合いの場では、先生は、「知らん」「怒っていない」と言い、話が進まず、そこで話し合いが終わりました。その後、Aさんは、2年間学校に行けず、適応障害・パニック障害と診断されるに至りました。

3月試し登校が始まりました。体育の授業体験ための見学に際し、担任から聞いているはずなのに、先生のAさんのパニック障害などに対する配慮のない言動及び、高圧的な態度により、教官室にいる先生と出会うことになりました。Aさんの担任、先生への不信感はここでも大きくなりました。校長先生とも話す機会がありましたが、「先生に言うておく」というだけでした。また、4月に入ると、前担任に、「全責任を学校のせいにはせんといってくれる」と言われ、さらに「中学も行っていないねんやろ」と言われ、Aさんは、学校への不信感でいっぱいになりました。

アドボカシーセンターには、母親がまず大阪府のホームページで知って、電話で相談してこられ、Aさんとの面談となりました。Aさんは、当初、子ども家庭相談室に相談しても、意味があるのか、いやなことを思い出し、言わされて、何も変わらないのではないか、今の学校に行きたい、でも言っても変わらないのではないかと相談に対して期待はなく、否定的でした。しかし、被害者救済システムを知る中で、申立てたい、意見表明すると思いました。

2. 救済の必要な理由・根拠

① 4月入学直後の身体検査のときに、指示されていたTシャツを着用していなかったという理由で、教員が生徒に、二人だけの空間で、いきなり、大声で怒鳴るのは、子どもの人権を侵害する行為ではないかと懸念します。大阪府教育委員会【体罰防止マニュアル】改訂版 2007（平成）19年11月によると、「言葉による脅し、配慮のない言葉等によって精神的な苦痛を与える『言葉の暴力』も子どもの人権を無視した行為です。」とあります。

②生徒はその日以降、学校に行けなくなっています。1週間後、担任が生徒に電話したものの、「学校へけーへんの」という言葉だけで、1か月間、その状態を放置していました。担任が親に連絡して初めて、親の知るところとなり、本人、担任、先生、親が話をする事になりましたが、そこで先生は、「知らん」「怒っていない」と言うのみで、Aさんに寄り添い、話をきく姿勢はみられません。Aさんは、自分を否定されたと思い、傷つきを深めたと考えられます。2年間学校に行けなかったことや、3月の試し登校の際の教員の言動をみても、Aさんの心情に寄り添う姿勢は見えません。Aさんは、教員の高圧的な態度により、先生への不信感がより大きくなりました。現在に至る学校全体のAさんへの対応は、子どもの意見表明と子どもの教育への権利を侵害する行為ではないかと懸念します。

③Aさんは、一貫して、学校生活を楽しまたい、学校生活を送りたいと願っています。そのために、校長先生に、試し登校に際しての先生の言動を伝え、返事がほしいと頼んでも応答はありませんでした。また前担任の「全責任を学校のせいにせんといてくれる」「中学も行っていないねんやろ」という発言は、Aさんが学校に行けないのは、あたかも、Aさんに理由や責任があるとするもので、子どもの尊厳を著しく損なう言動ではないかと懸念します。

3. 救済事項等

①Aさんは、勉強が好きで、勉強がしたい、授業を受けたい、学校生活をしたい、学校生活を楽しまたいと言っています。そのために、校長、先生に謝罪を求めたいと考えています。大阪府教育庁高等学校課に直接意見表明したいとも考えています。場所は学校の会議室を望んでいます。意見表明の場の実現をお願いします。

②上記、救済の必要な理由・根拠について、当該学校がどのように受け止められたか、対策会議で共有し、再発防についてのお考えをお聞かせください。

4. 添付資料

- ・ Aさんの自筆の手記
- ・ 子どもアドボカシーセンターが聴きとった事実経過等

以上

（２）今通っている学校以外に行ける所を探している支援学校高等部に通う生徒の意見表明

【ケースの概要】

担任がこわく、学校に行けないので、どこか通えるところに行きたいとBさんは、相談に来られた。相談は、母からの電話で始まり、意見表明に至るまで、Bさんと電話で１回、面談で４回、相談を続けた。

【子ども家庭相談室の受け止めと動き】

Bさんは、質問に対して「はい」と答えることが多いため、子ども家庭相談室は、具体的な事柄に対して、どう思う？とオープンクエスチョンできく準備をして面談に望み、Bさんの願い、なぜそう思うのかをきいた。その後、Bさんと意見表明すること、システムを使い申立てることを確認した。ついてはBさんは、対面ではなく、申立書をもって、意見表明するとした。

【申立の代弁と対策会議】

小中学校課から２人、支援教育課から２人、子ども家庭相談室から２人参加。子ども家庭相談室は、Bさんの意見表明を代弁した。申立内容、教育委員会による学校への聞き取り内容、学校が保護者への対応に苦慮していることを共有し、支援教育課より、①学校でBさんが安心できる場所を確保するため、学校の体制を考える。②Bさんが話しやすい先生に話ができるようにする。③学校以外の場所について確認するとの報告があった。

また、学校は毎日のできごとを保護者と連絡帳で共有したいと考えていることが報告された。

Bさんには、①②③について子ども家庭相談室から報告するとした。

【Bさんに報告（面談）】

子ども家庭相談室は、Bさんに申立を代弁したこと、対策会議を開催したこと、支援教育課の考えている３点を報告した。

【子ども家庭相談室での議論】

①問題は解決していない

Bさんの申立は、「学校が安心できないので、登校できない。登校したくない」「学校が変わらないのなら、安心して行ける学校以外の場所を知りたい」であった。学校以外の場所はみつからず、子ども家庭相談室は、Bさんに「困ったらいつでも相談室に相談してね」と伝えて終えている。

②子ども家庭相談室に居場所機能がほしい。Bさんが継続しておしゃべりに来られるだろう。子どもと気軽に出会える場がほしい。

意見書

大阪府教育委員会

小中学校課長 宇野木 邦治様

年 月 日

公益社団法人子ども情報研究センター

子ども家庭相談室

子ども家庭相談室は、Bさんによる被害者救済申立を受け、下記のとおり意見書を作成しましたので提出いたします。

1 アドボカシーセンターが受け止めた経過

Bさんは、面談（8月10日、8月31日）と電話（8月22日）で、後述の【事実経過】のとおり、学校ではいっぱいイヤなことがあると話してくれた。一つ一つは、命にかかわるような事柄ではないかもしれないが、Bさんにとっては、いやな気持ちや不安が受けとめられないまま、学校は安心できないところになってしまったのではないと思われる。

中等部の時には、毎年、イヤなことがあり、先生への信頼をなくし、高等部では一番Bさんの身近にいる担任の行為でとても怖い思いを感じている。Bさんの中では、二人だけいいなと思う先生がいるが、そういう先生が担任にならない。いいなと思う先生が担任になったら登校できるかもしれないという気持ちと、どの先生でも実際はどうかかわらないという先生への不信がある。

【事実経過】

- ・中1のとき、クラスの子に顔をさわられてイヤな思いをした。
- ・中2のとき、顔を叩かれた。
- ・中3のとき、顔を叩いた子と仲良くなるように言われた。先生に嫌がらせをされたと感じた。
- ・高1のとき、担任はきついことをいう先生だった。
- ・高2のとき、担任が重度の障害のあるクラスの男子の真似をするのを見るのがいやだった。このことを母が教頭に伝えたら「調べておく」と言ったが問い合わせをするまで返事がなく、担任は「子どもたちが真似をしている」と言って認めない。
- ・担任は、重度の男子に「空気をよめ」ということがある。
- ・6月23日体育の時間、置いてあった水筒に鼻くそをつけられた。

2 救済の必要な理由・根拠と救済事項等

これらのことから、Bさんは学校へ行きたくなくなり、不安を感じているが、学校に代わる居場所があれば、毎日行きたいと思っている。また、学年の途中で担任が変わることができればそれを望んでいる。もし不可能なら、せめて3年生になるときに、Bさんがいいなと思う先生に担任になってほしいと願っている。

毎日さまざまな出来事がありその対応に追われる教職員の立場からは、とても些細なことに思われるかもしれないが、子どもの立場においてはとても大きな脅威となることがあるのではないだろうか。それは、当の子ども自身に聴かなければわからない。

その理念に「子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が優先して考慮される」と記された「こども基本法」が施行されたことにも基づき、子どもの「申立書（意見表明）」に向き合い、相互理解を求めて真摯に考えていただきたい。

3 その他

Bさんの意見表明をうけとめ、相談室が代弁する。

以上



IV. 児童生徒のための「被害者救済システム」評価委員による評価と提言

2023 年度評価委員である、久保 敬さん（近畿大学教員）、普門大輔さん（弁護士）、古川知子さん（神戸親和大学教員）より、以下のとおり、評価と提言をいただいた。

被害者救済システムの運用内容の評価・検証・提言					
記入年月日			記入者名		
	機能している (3)	まあまあ機能 している(2)	機能している 面もある(1)	機能していない ・評価不能(0)	点数
1. アドボカシーセンターは子どもの意見表明を支援しているか？	○				
9月の相談のケースでは、意見をしっかりと受け止めてくれることを子ども自身が感じていたからこそ、自ら積極的に自筆の手記を出してくれたのだと思う。子どもが自分の意見を言ってもいいのだと思うことのできる関係や環境をつくれていたと思われる。					
2. 対策会議はアドボカシーセンターの代弁・調整・申し立ての独立性を尊重しているか？	○				
子どもの「教育委員会に意見を言いたい」というアドボカシーセンターからの申し立ての実現に向けて、関係者で協議することができおり、独立性を尊重できていたと考える。					
3. 学校は、代弁された子どもの声を尊重しているか？				○	
市教委を通じて、学校も状況を理解して、意見表明の場については、子どもへの対応ができたと思うが、申し立てをした子どもが、その後の日常の学校生活をどのように感じているか、一定期間の看取りが必要である。そのため、評価の根拠となる情報が無いと考える。					
4. 被害者救済システムは、子どもの意見表明を受け止めて運営されているか？		○			
9月のどもの権利についての理解があるか、などの要因によって左右することが考えられる。相談員と教育委員会の担当者とのコミュニケーションをしっかりと確保し、信頼関係をつくることが重要であると考ええる。					
5. 被害者救済システムは、子どもの権利救済のシステムとして機能しているか？（被害者救済システムによって、子どもの権利は救済されたか？）		○			
9月のケースで言うと、意見表明の場を持ったところまでが、被害者救済システムでの子ども家庭相談室の役割となっており、その後の状況について、母親との連絡も付きにくくなっていたり、学校と直接、連絡を取ったりするのも難しそうに感じた。そのため、アフターフォローの体制が不十分であるように感じる。意見表明できても、子どもの困っていることそのものが解決の道に向かうのはなかなか難しいことであり、時間がかかるものと思われる。					
6. 解決に向けた方策は『子どもの権利条約』の原則に立っているか？	○				
子どもの意見表明権を尊重する立場で、子どもが本当の声を出せるような環境に配慮している。ただ、特に子どもの年齢が低いほど、保護者の思いが子どもに影響し、子ども本人の考えや思いとずれてしまうことも起こることが考えられる。保護者と「子どもの最善の利益」について共有することが大切である。					
7. 評価委員会の運営は適正か？			○		
私自身が初めてで、評価委員の仕事を理解していない面があった。たいてい相談が終了してからの評価委員会での議論になるため、相談の経過の中でプラスに働くようなことは、少ないように思う。議論をふまえ、次の相談ケースにいかせる部分もあるだろうが、開催時期や回数等いろいろと試行してみてもいいのではないかと。					
総評(提言)					
子ども自身が何をどのようにしたいのかを考え、それを実現できるように一緒に考え、まずは子どもが自分の思いや考えを表明できる場をつくるのが重要だと感じた。子どもの意見表明権を尊重し、対策会議や市教委などの関係諸機関との連絡を取りながら、アドボカシーセンターとしての役割を果たすことができたと思う。思いが言えた後、その思いを受けて、市教委、学校、教職員がどのように対応するかで子どもの困りごと自体が解決の方向に向かっていくか、いかないかが決まっていく。そこは、もう子ども家庭相談室の手が離れてしまうように感じるが、もったいないような気がする。					

被害者救済システムの運用内容の評価・検証・提言					
記入年月日				記入者名	
	機能している (3)	まあまあ機能 している(2)	機能している 面もある(1)	機能していない ・評価不能(0)	点数
1. アドボカシーセンターは子どもの意見表明を支援しているか？		○			
2023年1月18日に検討した事例では、学校内の密室的な状況下における事実認定の難しさもさることながら、子どもの意見表明の機会を作り出す過程で、必然的に、子どもの親の意向や意見が先に出てくることが多く、その親の意向や意見をどのように位置づけて、また、説得し、その背後に隠れている子どもの意見を聞き出し、意見形成をサポートするか、という難しさを感じる事例であったように思う。事実を認定できる事例だけでなく、認定できなかった事例においても、アドボカシーセンターの存在意義があるのだという確信や共通認識をもつことができるとよいと思う。					
2. 対策会議はアドボカシーセンターの代弁・調整・申し立ての独立性を尊重しているか？		○			
事案や事実調査、関係先調査等の交通整理、申立人である子ども(や親ら)に対するフィードバックや進捗状況連絡等を連携できるとよいように思う。					
3. 学校は、代弁された子どもの声を尊重しているか？				○	
検討事例等に加え、委員による学校現場の状況(教員の負担状況等)に関する話を聞いているとかなり危惧を覚える。年に数回、特定の事例を取り上げ、時間をとって、議論・検討すれば何が子どもの最善の利益であるかという大前提を見誤ることはないと思うが、毎日の日常のなかで学校現場で起こる問題に対し、効率性や合理性が優先する教育環境や教員負担のなかでは、子どもの最善の利益がおざりになったり、後退したりしているのではないかと心配である。被害者救済システムに繋がった(相談してくれた)事例ぐらいいは、とことん検討して、本来は教育現場で行われるべき議論なのだ、と疲弊している教育現場に戻す役割は、現場の負担の問題に気づく意味でも重要なことだと思われる(同時に、煙たがられるようなものになってはいけない。))。					
4. 被害者救済システムは、子どもの意見表明を受け止めて運営されているか？	○				
5. 被害者救済システムは、子どもの権利救済のシステムとして機能しているか？(被害者救済システムによって、子どもの権利は救済されたか？) 結論として救済されたかも重要なが、子どもとその子供を支える家庭にプロセス(を見てもらうこと)も重要と思う。					
6. 解決に向けた方策は『子どもの権利条約』の原則に立っているか？	○				
7. 評価委員会の運営は適正か？ 年度内に、事例検討の機会がどれくらい確保できるかにもよるが、事例検討と評価はセットにするのがよいと思う。					
総評(提言) 現場の教員がどのようなことを考えながら日々教育活動に携わっているのか、その職務環境や負担の状況等を体感できるようなことができないか、という感想を持ちました。引き続き、よろしくお願いします。					

被害者救済システムの運用内容の評価・検証・提言					
記入年月日				記入者名	
		機能している (3)	まあまあ機能 している(2)	機能している 面もある(1)	機能していない ・評価不能(0)
1. アドボカシーセンターは子どもの意見表明を支援しているか？	○				点数
アドボカシーセンターは、子どもの意見表明を支援している。					
2. 対策会議はアドボカシーセンターの代弁・調整・申し立ての独立性を尊重しているか？				○	
府教育委員会と合同開催する対策会議の位置づけについて、整理が必要ではないかと思う。					
3. 学校は、代弁された子どもの声を尊重しているか？			○		
アドボカシーセンターと府教育委員会のさらなる連携強化が求められる。					
4. 被害者救済システムは、子どもの意見表明を受け止めて運営されているか？		○			
運営されていると思う。					
5. 被害者救済システムは、子どもの権利救済のシステムとして機能しているか？（被害者救済システムによって、子どもの権利は救済されたか？）		○			
機能していると思う。					
6. 解決に向けた方策は『子どもの権利条約』の原則に立っているか？	○				
原則に立っていると思う。					
7. 評価委員会の運営は適正か？		○			
適正である。					
総評(提言)					
事案を通して、大阪府教育委員会とアドボカシーセンターが、適切に連携をとっていくことが大切であると考えている。					

V. 相談員からのメッセージ

相談に来られる子どもたちの思いが伝えられる社会、教育現場になることを願う

岡崎朋美

私が相談員になって初めに感じたことは、まずは、母親の思いを受け止めて母親の気持ちを少しでも楽にしてあげるのも大切だと思いました。でも、相談室は子どもの声を聴き子どもの声を伝えて行く所なので、子どもの思いはきちんと汲み取ってあげたいと思っています。

相談員になって2年目です。相談室には、なかなか入れてないですが、相談に来られる子どもたちの思いが伝えられる社会、教育現場になることを願い微力ながら相談室と子どもたちのお役に立てる様に頑張ります。

子どもの意見表明

奥村仁美

子ども家庭相談室（以下、相談室）に届く子どもの声からは、今の子どもたちの生きづらさを感じずにはいられません。特に相談室では、学校の中での子どものしんどさがみえてきます。先生の対応など、学校の中のおとなによって傷ついたことを相談室と出会うことによって、いやだった、こうしてほしかった、今後こうしてほしいとおとなに対して意見表明する子どもがいます。

意見表明した子どもは、理不尽な思い、納得できないことなどで、日々、悩み、考え、感情がゆさぶられることを抱えていました。学校という文化の中でがまんするしかなかったこと、あきらめていたこと、おとなとの力関係で「うん」としか言えなかったこと、そんな積み重ねの中での傷つきには根深いものがあると感じます。相談室という役割を知って話してくれたこと、意見表明しようと決意したことに子どもの力を感じずにはいられません。相談員は子どもの力を感じながら、その力を信じていっしょに考え、ときにはともに動きます。意見を表明することは、子どもの権利です。おとなと子どもとの力関係がある中で、相談員は子どもの立場に立ち切り、その思いをいっしょに伝えます。

受けとめる側のおとなにこの子どもの思い、いっしょにいる相談員の立ち位置、子どもの権利が理解されているでしょうか。理解されていないままだと、意見表明したのに、さらに傷つき、あきらめるしかないような状況に陥ってしまうかもしれません。こども家庭庁の設置、こども基本法の制定等で、以前よりも理解は進んできたとは思いますが、おとなの気持ちの変革はそれほど進んでいないのかもしれません。子どもの力を信じ、子どもの声を聴いていると、おとなのよかれや不要な心配がみえてくることがあります。そんな場に直面し、心ゆさぶられながらおとなが変わらなければ子どもの意見表明は生きてこないのではないのでしょうか。

相談室に関わって

北川幾子

2023年度の養成講座に参加して、あらためて「子どもの権利条約」について、勉強する機会をいただきました。今まで、保育現場で人権保育の視点に立って、子どもや保護者と関わってきたのと、不登校になっている子ども、保護者の悩みに寄り添って、関係機関につなごうと支援してきた経験から、私にできる事があるかなという思いで、相談室に足を踏み入れました。

はからずも、被害者救済システムを使い、意見表明を行った子どもさんとの出会いがあり、聴き取り、アウトリーチに関わらせてもらうことになりました。入ったばかりの私でいいのかなとプレッシャーを感じながら、信頼する相談員と一緒に意見表明の場に立ち会えたことで、相談室の被害者救済システムを身体で感じ、流れが理解できたように思っています。電話をとる機会がまだまだ少ないのが課題ですが、電話をかけてこられた親、子どもさんの気持ちに寄り添い、子どもの思いを聴ける相談員を目指し、努力をしていきたいと思っています。

相談室の電話を受けて今思うこと

谷村順子

養成講座を受講して、相談員として活動に参加し始めました。相談員として、相手の話をきく事は受け止めなければならないが、相手の話を聞くことは、自分自身の事が解っているのか、聞きながらふと思う様になってきた。慣れない内は理解するだけで聞いていたように思う、今は自分はどうか、どうするかと考えることがある。自分の意見を言いがちだが、聞いている様になっている。自分が経験していることは理解できる気持ちはある。相談者は受け手が知らない人に話しされるのだから、勇気がいると思う、そんな気持ちを大切にしながら、受けてになるように思っている。かけてさん（相手）と自分自身の境界線を常に考えて受け手になるようにしたい。子どもたちがこのような相談電話がある事を知らない方が多いと思う、大人からの電話を受けとることが多いから今後広報にも協力していこうと思う。話を聞いてくれるところがある、人がいるよと電話で良いよと広報してカードを配りたい。

ことばの深呼吸

田渕 彩

相談員に復帰して2か月ですが、電話や面談でお話をうかがっていると「ま〜なんとこの社会は厳しい言葉であふれているのか」と苦しくなります。子どもの声を聴きたいと思っても、まだまだ周りの声は大きくて強いので埋もれてしまいます。少しでも子どもの声に近づくにはどうしたらいいのか、ぐるぐる考える日々です。

電話をかけてくださった方に「休んでもいい」「意見を言う権利がある」などの子どもの権利条約に根差した言葉にできるだけ触れてもらえたらいいのではないかと思います。日常にある言葉

や、傷ついた気持ちを吐いてから。深呼吸みたいに。ほんとに小さな動きだけど。などと思いながら電話を待っています。

保護者に寄り添い、子どもの話を聴く

馬場 伊都子

相談室への電話は、子どもさんより保護者の方からの相談が多いと思います。保護者の方の気持ちもよくわかります。我が子が嫌なことに巻き込まれたり、学校に行けなくなったりと辛い思いをされていて、何とかしたいと思われることは、当たり前だと思います。でも、当の子どもさんの気持ちはやはり、子どもさんの気持ちを聴いてみないとわかりませんが、保護者の方の気持ちを聴かせて頂き、気持ちの整理のお手伝いができるれば良いかなと思って聴かせてもらってます。そうすることで、子どもさんへの対応にも、ワンクッション置くことができ、話を聴くことができ一緒に考えることができるのではないかと思います。

そして、相談室へ繋げてもらい、子どもさんの話を聴かせてもらい、一緒に考えて行けたら良いなあと思います。

子どもにやさしい社会へ

橋本 暢子

子どもの権利擁護の活動を始めて、20年もの日々が過ぎていきました。2023年に子ども家庭庁ができ、こども基本法が施行されました。2024年は、日本が子どもの権利条約を批准して、30年になります。何かが変わったのでしょうか？

私たち相談員は、被害者救済システムの窓口であるアドボカシーセンターで、子どもの声を聴いてきました。子どもの権利条約第12条に則り、子どもが意見表明することを支援し、言う権利と聴いてもらう権利の二つが保障されていることを伝え続けてきました。子どもにいくら気持ち、思いを伝えていいよと言っても、受け止める側のおとながそのことを理解できていないと、子どもの声は届かないどころか、一緒に戦略を練っても受け止めてもらえず、子どもがさらに傷ついてしまうことになりかねないのです。

特に、子どもとの関わりが深い学校には、アドボカシーの文化が必要だと感じています。

私は大きなことを成し遂げようというのではなく、子どもをエンパワーできる環境を作り、せめて近くにいる子どもたちの声に耳を傾けたいと思います。

誰もが子どもの声に耳を傾けようと思えばこの社会が子どもにとって優しい社会となり、それは何より、すべての人にとって優しい社会なのではないでしょうか。

諦めないで、前を向いて、進んでいきたいと思います。

子どもの権利を知って

橋本友子

養成講座を受けて1年が経とうとしています。わたしはこの活動に携わるまで、子どもの権利について全く知識がありませんでした。養成講座のなかで、どういったことが子どもの権利を侵害することかをわかりやすく教えていただきました。それを聞いて自分の子育てを振り返り、権利を考えた子育てではなかったと思いました。では、様々な場面でどうしたらよかったのかという点については、まだ答えが出ていません。学校現場でも、たくさんいる子どもたちみんなの権利を守るために、どのように対応していけばいいのか、自分が教師ならどうするのかを考えるようになりました。

また、子どものそばにいる保護者のお話をお聞きすることは、子どもたちのお話をお聞きすることと同じくらい大切なことだと思っています。子どもたちの意見や思いを大切にするため、子ども本人とおとなみんなで話し合っていきたいと思います。

子どもの言葉を聴くということ

藤井浩子

相談室の場合多くは母からの相談が多い。そこから、子どもにつながるといいが、そのまま「子どもは話さないと思います」「子どもに話すか聞いてみます」という母の言葉で終わってしまう場合も多くある。胸の中には、思っていること、言葉にならないが感じていることなどいっぱいあると思われる。だが今まで、それを言葉にしてこなかった。誰も話してよいと言わなかったのか？言っても聴いてくれる人がいなかったのか？言っても何も変わらず、言っても甲斐ないと思っているのか？疲れてしまったのか？おとなを信頼できないのか？

意見を言う習慣が育っていない感がある。行動にはすべて理由があって、きっかけがある。子どもが思いを表現するには、それを聞いてもらう環境が必要と思われる。否定したり、言葉をさしはさんだりしないで、最後まで聞かれ受け止められる経験が子どもの中に変化を起こす。関わるおとなの責任は重い。「言っていていいよ。」「あなたの権利だよ(子どもの権利条約第12条意見表明権)」すべて言った通りにはならないかもしれない。でも、あなたの気持ちは相手に理解され考慮される。「なんで？」できない理由は、わかるように説明がされる(おとなの説明責任)。話し合う場ができる。おとなは真摯に子どもに向き合う姿勢が求められる。おとなも子どもも正直が一番。おとなもつらい時があるが、見栄を張ったりその場しのぎはしないでいきたい。その次には子どもに学ぶことがいっぱいあると思われる。

子どもに必要とされる存在になりたい

藤田由紀子

私は、ひどい母親でした。いろいろ口出しをして愛しいはずの我が子を否定してしまい、ずっと藻がいてきました。でもそんな自分から抜け出したいと思い、子どもの人権を学び続けています。

本来は誰もが自由で平等な社会であるべきです。でも大抵のおとなは子どもを自分の正しさに導こうとするので、子どもは権利を見失い、力を発揮できない状況に至ってしまうことがあります。例えば、ルールで統制された集団生活に居るとなさらでしょう。その齟齬を埋めるには、おとなは子どもから思いや願いを聴かせてもらうしかありません。

もしも1人でも子どもが私を必要としてくれるなら、その子がなんでも話せるような大きなおきな存在になりたい。そして一緒にふわふわとした穏やかで幸せな毎日を信じて過ごしていきたい。そう切に願います。

子どもの力を信じること

堀井二実

私は2023年度の養成講座を受講して、まだ活動を始めたばかりでわからないことだらけの状態です。そんな中で、大阪府の被害者救済システムを使った申し立てをするケースを担当することになりました。電車に乗ることができないケースだったので、こちらから自宅を訪問して話をきいてきました。最初はポツリポツリと断片的に話していましたが、回を重ねる毎に少しずつ自分の気持ちを話すことができるようになっていく様子に、子どもの本来持つ力を感じるとともに、子どもを信じてしっかり向き合うこと、待つことの大事さを痛感しました。緊張とともに迎えた初めての意見表明の場もとても刺激的な経験になりました。

学校現場に「子どもの権利条約」が広まっていくために、この被害者救済システムが少しでも意味のあるものになってほしい、そのために私たち相談室に何ができるのか、探っていきたいと思います。

子ども自身の言葉で

李 永才

2024年に養成講座を受講し相談員の活動を始めました。子どもたちがどのような問題を抱え困っているのか話を聴ければと思いますが、相談電話では子どものことで困っている保護者がたくさんいると感じます。子どもに対する心配や不当な扱いに対する怒り、モヤモヤなど、話の内容から子どものことを本当に大切に思っていることがわかります。そして、保護者の価値観で困ってしまっているように感じます。

「子ども自身はどう考えているのだろう？」を知りたいと思います。子ども自身の言葉でもっとたくさんの話を聴くことができるように、子ども家庭相談室を知ってもらい繋がっていかれたらと思います。

VI. 活動報告

1. 原則、毎週1回のミーティングと毎月1回の研究協議を開催

2. 相談員養成講座

期 間：2/1（木）、2/8（木）、2/15（木）、 参加者：13人

プログラム

日時		テーマ	講 師
2024 年 2/1 (木)	9:00～9:30	☆オリエンテーション ～はじめに～	馬場伊都子さん 子ども家庭相談室相談員
	9:30～11:00	① 子ども家庭相談室とは ～「こども基本法」施行の中で～	田中 文子さん 公益社団法人子ども情報研究センター理事
	11:10～12:40	② 子どもアドボカシーとは	奥村仁美さん NPO 法人子どもアドボカシーセンターOSAKA 代表理事
2/8 (木)	9:30～11:00	③ 子どもの権利条約とは	山下裕子さん 公益社団法人子ども情報研究センター事務局長
	11:10～12:40	④ 子どもの相談を受ける ～子どもと一緒に考える～	藤田由紀子さん 子ども家庭相談室相談員
2/15 (木)	9:30～11:00	⑤ 「きく」ワーク ～子どもと一緒に考える～	橋本暢子さん 子ども家庭相談室相談員
	11:10～12:40	⑥ 自分の考えの傾向を知ろう ～子ども時代から現在まで～	藤井浩子さん 子ども家庭相談室相談員
	12:45～13:30	⑦ ランチタイムを兼ねて ～何でも話そう何でも聞いてみよう～	子ども家庭相談室相談員

3. 現任研修

- ・ 日時：2024 年 3 月 28 日（木）14 時～16 時
- ・ 内容：スクールソーシャルワーカーとして子どもたちに関わってこられた経験を、エピソードを交えて
- ・ 講師：佐藤まどかさん
- ・ 場所：HRC ビル 4 階研修室

4. 年次報告会

- ・ 日時：2023 年 11 月 11 日（土）10 時～12 時
- ・ 内容：2022 年度年次報告書より「子どもの話を聴いて子どもと動く」
- ・ 場所：HRC ビル 4 階研修室

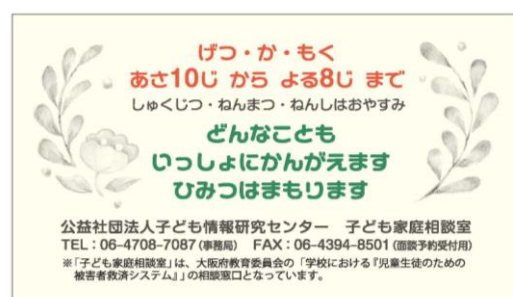
5. 広報、子どもの権利の啓発

①子ども向けカードの配布

大阪府と協働し、大阪府下の全小中学校・高等学校・支援校・私立小中学校・高等学校・高専・専修学校等全ての1年生対象に配布。



<表>



<ウラ>

②港区、西区での子どもの権利啓発活動

「子どもの権利スタンプラリー」を、AIAI フェスタ（11月3日）、西区民まつり（11月5日）、子どもパラダイス（3月20日）にて実施。

③大阪市立磯路小学校訪問

- ・港区にある磯路小学校で開催された大阪市国際理解教育部研修に参加し、教職員向けに、「子どもの権利スタンプラリー」を実施（6月21日）
- ・磯路小学校で開催された公開授業に2名参加（10月25日）

④子ども情報研究センター「子どもにやさしいまちづくり事業」

- ・夏休み企画「夏休み子どもにやさしいまちづくり」で、小学生の相談を受けた。（7月27日）
- ・「子どもが会おうおとなの学習会」で、「NPO 法人ゆらゆら」（港区）の子どもたちが、相談室を訪問。子どもの権利すごろくをして対話を楽しんだ。（9月28日）
- ・「子ども参加を考える」学習会に参加（12月2日、2月24日）

6. 大阪女学院大学・短期大学「人権教育講座」子どもの人権とは？～

日程：10月19日（木）・20日（金）

プログラム

【1日目】

【2日目】

時間	内容	時間	内容
110分	・子ども情報研究センターとは ・子どもの最善の利益を図る相談活動 ・知ってる？国連子どもの権利条約	110分	・子どもの相談とは ～子どもの意見表明から考える

125 分	「今、子どもたちは？学校は？教育は？ これからどうなる？いや、どうしたい！」	20 分	・子どもの権利スタンプラリー
	・ウォーミングアップ 20 のわたし ・学習指導要領について ・人権教育とは？道徳との違いは？ ・「決まり」は守るもの？ ・同和教育・人権教育をめぐる大まかな流れ ・これまでの日本の人権教育は、新たな人権教育の流れは？	60 分	「きく」ということ ～ワークショップで学びましょう
	・不登校、いじめ、虐待などの問題 ・学校崩壊の危機が迫る！長時間労働の問題	30 分	クロージングのワーク



<ねらいとゴール> *大学に提出した原稿より

日本の子どもが置かれている状況は大変厳しいものです。2022 年の小中高生の自死は 512 人（前年比 36 人増）。皆さんの中にも大切な人を失った経験をもっている方もおられるかもしれません。児童虐待、貧困、不登校、いじめ、体罰、性暴力という子どもの権利侵害は、みなさんにとって身近な問題でしょう。差別なく、すべての子どもの命、権利が尊重される社会はどうしたら実現できるのでしょうか。

子ども情報研究センターは、この問いをもった市民が活動している団体です。1989 年に国連で採択され、1994 年に批准した「子どもの権利条約」の理念と精神に基づいて活動しています。「子どもの権利条約」は、差別の禁止（第 2 条）、子どもの最善の利益（第 3 条）、生命と生存・発達の権利（第 6 条）、意見表明とその尊重（第 12 条）を条約の原則としています。差別なく、すべての子どもが平等だという観点、0 歳から権利行使の主体であるという子ども観、助けられたり、教えられたり、守られる存在であっても、同時に自分の意見を表明して、参加する権利があるという人間観です。みなさんはこの人間観をどう思いますか？

2023年4月より「こども基本法」「こども家庭庁」がスタートしました。「子どもの権利条約」批准以来、29年目によりやうく、「子どもの権利条約」の原則を基本理念として定めた「こども基本法」が制定されました。「こども基本法」によって、本当に子ども施策が子どもの権利の視点ですすんでいくのか、私たちの社会は子どもの権利を基盤とし、子どもの最善の利益を目指す社会になっていくのかどうか、とても大事な局面にあると思います。

本講座では、1日目は「子どもの権利条約」ができるまで、その内容について知識を深め、子どもの権利条約で示している子ども観、人間観を共有したいと考えます。また、昨年定年退職した大阪市立小学校元校長の久保敬さんから、37年間の教員生活で出会ってきた子どもたちとのエピソードをもとに、今の学校教育の課題、子どもの権利を尊重した学校文化をいかに育んでいくかについて、皆さんと一緒に考えます。

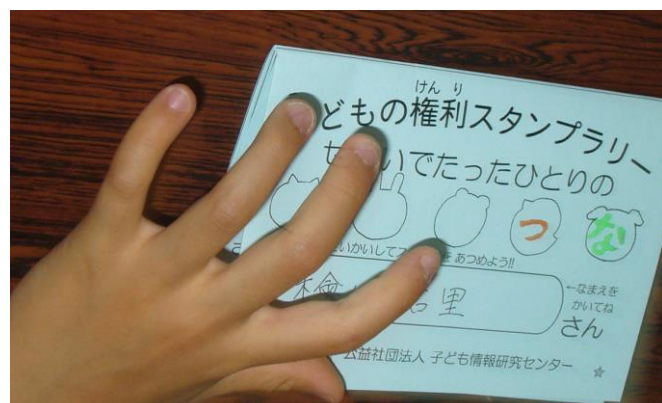
2日目は、子どもの権利条約の普及啓発として子どもを含む市民対象に実施している「子どもの権利スタンプラリー」の体験と子どもの人権相談「子ども家庭相談室」に寄せられた相談を通して、子どもの権利を大切にすることについて考えます。

<方法>

講義形式とワークショップにより、自分の意見を述べ、他の人の意見を聴いて、共通理解を深めます。

<参考文献>

- ・子どもの人権・反差別・平和を考える『はらっぱ』（子ども情報研究センター季刊誌）
※ホームページから注文できます。<https://kojoken.jp/research/hArAppA/index.html>
2023年 6月号 特集 子どもの権利と地方自治
- ・子ども家庭相談室 年次報告書
<https://kojoken.jp/soudAn/kodomokAtei.html>
- ・〈協働・自治〉の文化をつくる市民研究部会 報告書
<https://kojoken.jp/research/kenkyu-BukAi.html>
- ・教えて！ガッツせんべい『おとなと子どもの市民宣言』って、なんなん？
<https://kojoken.jp/research-group/shiminkenkyuBukAi230403-1.html>



VII. 資料

●「子ども家庭相談室」要綱（設置・運用について）

I 子ども家庭相談室開設の目的

（１）子どもの権利侵害に関わる相談窓口

＊子どもの権利：「子どもの権利条約」の規定に依る。

＊子ども：おおむね 18 歳未満のすべての人。

＊障害の有無、性別、経済的文化的等あらゆる差別なく、平等なアクセスをめざして常に工夫・努力する。

（２）子どもの権利侵害に関わる事案について誰でも相談できる。

（３）当事者である子ども自身の「意見表明・参加」の権利の保障を基盤とする。

（４）子ども家庭相談室相談員が相談事業を担う。

（５）相談の形態として、来所面談（おおよそ 1 時間）、電話相談（臨機応変）、訪問面談（おおよそ 1 時間）を実施する。

（６）当事者の子どもが希望する場合、子どもの「意見表明書」を受けて、関係する機関、個人に代弁する役割を担う。

（７）当該子ども自身の意見表明が難しいとき、あるいは、いくつかの相談事案から課題等が見えてきたとき、発信する必要があると判断した場合、行政機関等関係者に制度改善等の「意見書」を提出する。

＊判断：相談員会議、事例検討会の議論による。

（８）「年次報告書」を作成し積極的に広報することにより、子どもの権利侵害の現状と課題について市民社会と広く共有するとともに、活動の検証の場ともする。

II 子ども家庭相談室相談員

1. 公益社団法人子ども情報研究センター（以下、法人）の個人正会員で、子どもの権利救済に関心を持ち、法人主宰の「相談員養成講座」を修了した者から代表理事が委嘱する。

2. 職務

（１）広報、啓発を行う。

（２）子どもの権利侵害の相談を受ける。

（３）子どもが望む場合は、関係する機関や個人に対し子どもの声を代弁する。

（４）相談記録を記入し、相談員会議（週 1 回）で事案を共有、審議し次の相談に備える。

（５）相談等の終結を子どもと共有する。

（６）スーパーバイザー参加の事例検討会（月 1 回）に出席する。

（７）年次報告書を作成し、広く発信する。

III 子ども家庭相談室の組織等

1. 広報、啓発

(1) 子どもへ

- ①子どもは悩み事があっても、自分が弱いからとか悪いからとか、また、相談してもどうにもならない、信頼して相談できるところはない等々あきらめてしまうことも多いのが現状である。相談することは恥ずかしいことではなく当たり前のこと、安心して相談できるところがあることを子どもたちに伝えることがまず必要である。
- ②子どもへの広報を中心とし、フリーダイヤルの広報を積極的におこなう。
「子ども専用」「無料」であることを明記し、相談室の役割を具体的に伝える。
- ③カード、ポスター、チラシのほか、子どもに身近なもの（クリアファイル等）の活用を考える。
- ④子どもの権利スタンプラリーなど、子どもの権利を考えるグッズの考案とともに、子どもの権利学習の機会を積極的につくっていく。

(2) おとなへ

- ⑤子ども相談についての共通理解を広げるため、冊子「子ども相談ー子どもの本当の思いに心を寄せるということー」等を活用した学習の機会をつくる。

2. 相談

(1) 基本方針

- ①当該子ども自身、友だち、保護者、教師、福祉職員、近隣住民等誰からでも相談を受けるが、当該子ども自身と出会い、子ども自身の声を聴くことを大切にする。
- ②解決主体は子どもであり、相談員はもっぱら、子どもの立場に立つ。
- ③子どもが何に苦しみ、悩んでいるのか、どんな解決イメージを描くのか、子どもの声を聴き、子どもの意見の形成・表明を支援する。
- ④初回面談では、子どもに「子ども家庭相談室」（目的、代弁、相談記録、意見書、年次報告書作成）について説明する。
- ⑤子どもが安心し、信頼して話せる環境をつくる。
- ⑥障害の有無にかかわらず、自己表現、言語表現が苦手な子どももいる。相談員は、言語表現のみにこだわらず、子どものさまざまな自己表現に目を向ける。
- ⑦おとなが誘導したり、引っ張ったりしがちであるが、信頼関係づくりに努めながら子どもが話そうと思うまで寄り添い、待つ。
- ⑧子どもは情報や経験が制限されている場合も多いので、当該子どもへの関心を積極的に伝えるとともに、多様な選択肢を示すことも大切である。
- ⑨子どもが親の意向を話していると受け止められたり、話す言葉と気持ちがずれているのではと感じられたりすることもある。確かめながらゆっくり聴くことを大切にする。また、子どもの話を聴く過程で、相談員の思いや考えも生じてくる。子どもの声と相談員の思いは区別して整理する。
- ⑩子ども支援の窓口であること：親のしんどさが子どものしんどさに絡まっていることも多く、子どもを支援する上で親支援が切り離せない事案も少なくない。親支援をすることが子どもと出会える条件となる場合もあるが、あくまで子ども支援の窓口であることを親に伝える。面談は、初回から、親同席ではなく子どもだけの時間をつくることが重要である。
- ⑪保護者支援について：相談のきっかけは親（その他のおとな）からの電話であることが多い。

相談活動の重要なスタートとなるため、親の話を誠実に聴き、子ども支援の機関である子ども家庭相談室に求められることについて丁寧に共通理解をはかるよう努める。

初回面談の際、親同伴がほとんどであり、親に向けて、改めて「子ども家庭相談室」について説明する。（わかりやすいリーフレット等を準備）

親支援の継続が必要だと判断される場合、子ども相談と並行して保護者相談を実施する場合もある。しかし相談員数が十分ではないため、親支援を託して連携できる他の相談窓口を確保することが重要である。

- ⑫相談時間は 1 回おおむね 1 時間とする。ただし、電話相談は担当した相談員の判断に委ねる。
しかし、回線が限られており特定の人だけに時間を割くことは問題でもあるので、時間を意識して聴く。

（２）体制

- ⑬主担当：基本的に、最初に関わった相談員がその事案の主担当となる。

主担当は、相談後相談記録を作成し、相談員会議、事例検討会議等への資料作成に責任を持つ。

主担当が定期的な相談員会議、事例検討会議の議論では時間的に不都合だと判断した場合、関係者（他の相談員、スーパーバイザー、担当理事）と連絡をとり進め方を決める。

- ⑭相談員会議：週 1 回実施し、各事案の進捗状況、課題を議論し共有する。

- ⑮事例検討会議：月 1 回実施し、スーパーバイザーを交えて主要なケースの検討をおこなう。

3. 代弁

- ①子どもが希望する場合には、関係する機関、個人に対し、子どもの声（気持ちや意見）を伝える役割を担う。

- ②子どもの頭越しに伝えることはしない。

＊児童虐待等、子どもの命に関わると判断した場合は、専門機関に「通告」する。

- ③伝える内容、伝え方等については子ども自身と話し合う。

- ④代弁は、子ども自身が最終的に作成、納得した「意見表明書」をもっておこなう。

相談員との話し合いのなかで、改めて「意見表明書」を作成する場合もあるし、相談過程で子どもから出されていた手紙やメモ等を「意見表明書」とする場合もある。

「意見表明書」には、相手にどのような返答を求めるのか、その期日等についても明記する。

- ⑤代弁内容を整理するためには、相談記録が重要である。子どもの言葉、子どもの表情等の様子、相談員の思いを区別して記録する。

記録すること自体が権力的であることを心に留める。

- ⑥代弁する前に、関係者との調整はおこなわない。

- ⑦代弁がゴールではない。

子どもの意見表明・参加の権利について共通理解をつくっていくこともこれからの課題であり、伝わり方、受け止められ方はさまざまである。子ども自身の意見表明の保障を最優先し、どんな結果であっても結果を受け止め、代弁後の進め方について、子どもと相談する。

4. 相談記録

- ①事案の共有、事例検討の資料、代弁内容の検討、年次報告書作成のための振り返り材料として、相談記録を作成する。
- ②記録は面談者がまとめる。
- ③子どもの言葉、子どもの表情や行動などの様子とともに、相談員の受け止めや思い等を I メッセージで記録する。
- ④相談記録は 5 年間保管する。

5. 相談の終結

- ①子ども自身が決める。
相談室がうまく解決しようとしたり、相談室の解決イメージにこだわったり、終わらせたり、引き止めたりしない。
- ②親からの終結申し出があった場合は、子どもの意思を確認したい旨を伝え、協力を要請する。子どもに確認できないまま、親の意思で相談が中断してしまう場合も多く、大きな課題である。
- ③子ども自身の納得が得られないまま時間が経過する場合、いつでも相談に応じる旨を伝えて、子どもからの相談を待つ。

6. 「意見書」の提出

相談事例から課題が見えてきたときや当該子ども自身の意見表明が困難なとき、独自入手情報があつたとき、子ども家庭相談室が必要だと判断した場合、行政機関等に制度改善等の「意見書」を提出して、見解を問う。

7. 年次活動報告

権利擁護事業の促進は、広く社会の理解に支えられる必要がある。年次報告書を作成し広く共有する機会をつくることにより、社会の理解、支援の広がりを実現するとともに、子ども家庭相談室・の活動へのご意見をいただき、検証の場ともする。

子ども情報研究センターのホームページでの公開、広く参加を呼びかける年次報告会の開催など。

IV 守秘義務

職務上知った個人情報について、当該個人の下承なく、他の機関、個人に伝えてはならない。相談員を退任した後も同様とする。

V 事務局等

1. 事務局

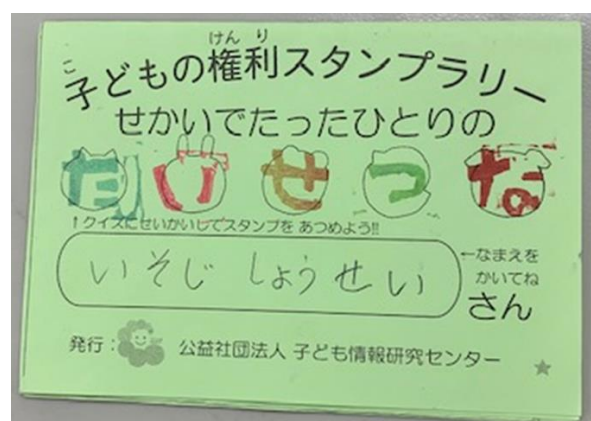
法人内に事務局を置き、子ども家庭相談室の事業を支え、その事務（謝金計算、支払い、委託事業報告書作成、事業統計資料作成等）を処理する。

2. 担当理事

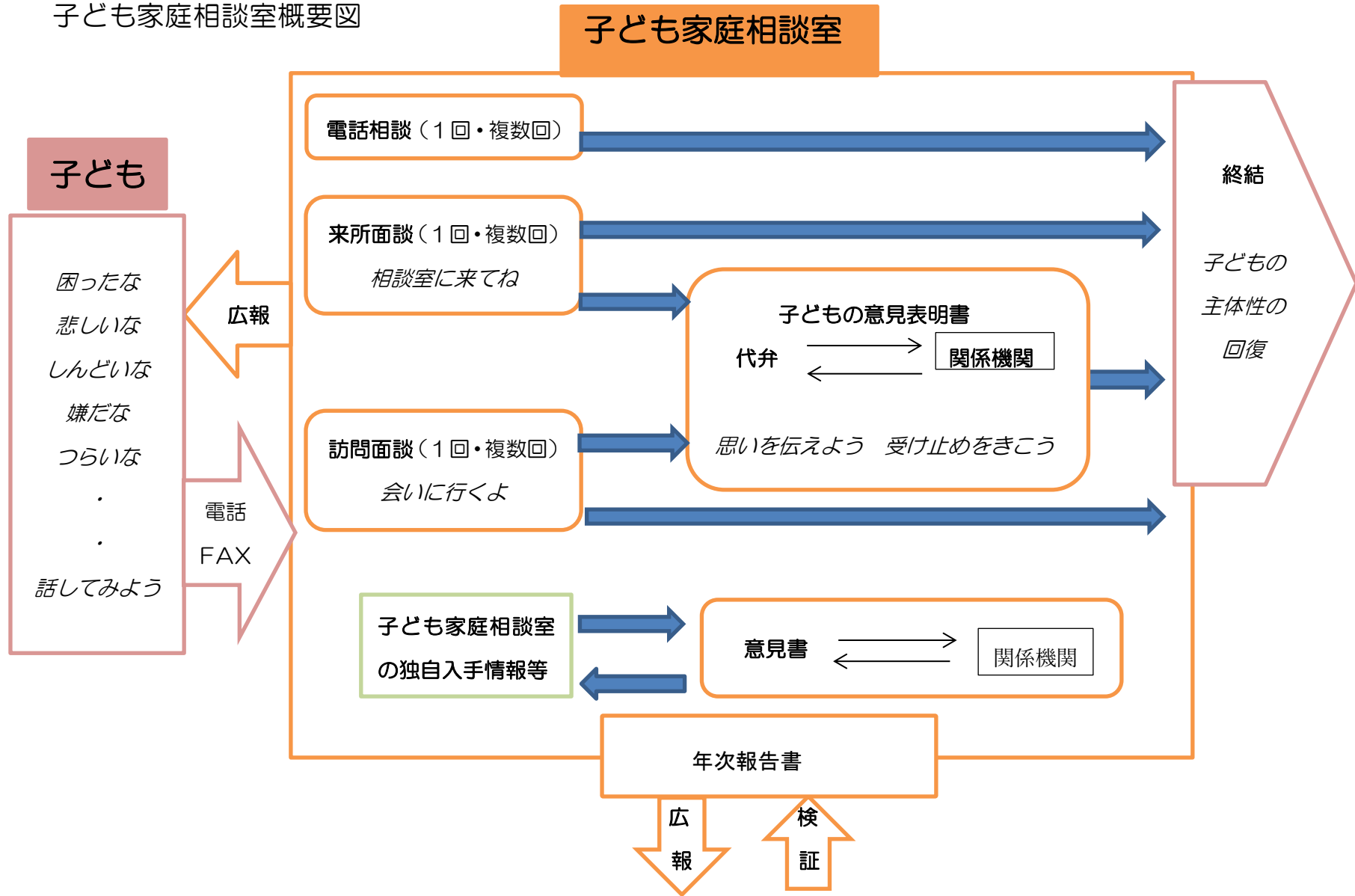
理事会は、法人理事のうち子ども家庭相談室担当理事を選任する。

担当理事は、事業予算策定・執行、事業委託契約、事業体制検討をおこない、子ども家庭相談室業務を全体に管理する責任を持つ。

2018年9月25日



子ども家庭相談室概要図



●大阪府教育委員会被害者救済システム運用要綱

平成16年	6月1日付け	教委児第1194号
平成17年	4月12日付け	教委高校第1045号
平成19年	3月28日付け	教委高校第4107号
平成20年	4月1日付け	教委児生第1351号
平成22年	4月1日付け	教委児生第1153号
平成24年	4月1日付け	教委小中第1885号
平成25年	4月1日付け	教委小中第3425号
令和6年	3月27日付け	教小中第3886号

(趣旨)

第1条 本要綱は、府内の市町村立学校、府立学校及び私立学校（以下「学校」という。）において、次条に掲げる事象における被害を受けた児童又は生徒（以下「被害児童・生徒」という。）を救済し、事象の解決等を行うため、大阪府教育委員会被害者救済システム（以下「システム」という。）を運用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象事象)

第2条 システムが対象とする事象は、学校における教職員による児童又は生徒に対するセクシュアル・ハラスメント、体罰及び児童又は生徒間のいじめ等の事象（事象が係争に至った場合又は係争に相当する事態であると判断した場合を除く。以下「事象」という。）とする。

(構成)

第3条 このシステムは、次の各号に掲げる組織及び機関により構成し、運用する。

- (1) 被害者救済システム対策会議（以下「対策会議」という。）
- (2) 被害者救済システム民間権利擁護推進機関（以下「アドボカシーセンター」という。）

(対策会議)

第4条 第2条に掲げる事象が生起し、アドボカシーセンターの報告により被害児童・生徒への心のケア及び事象の解決に向けた方策を策定する必要があると認めるときは、対策会議を設置するものとする。なお、大阪府教育庁のうち被害児童・生徒が事象発生時に在籍する学校が府内の市町村立学校の場合は小中学校課、府立高等学校等の場合は高等学校課、府立支援学校の場合は支援学校課、私立学校の場合は私学課を担当課（以下「担当課」という。）とする。

2 対策会議は、次の者で構成する。

- (1) 担当課の職員

(2) その他担当課の長（以下「担当課長」という。）が必要と認めた者

3 対策会議は、担当課長が主宰する。

（アドボカシーセンター）

第5条 第1条に示された目的を実行するために、アドボカシーセンターに、次の各号に掲げる業務を委託する。なお、アドボカシーセンターは、被害児童・生徒の権利擁護を推進する機関であり、他の民間相談機関とは異なるものとする。

(1) システムに対し電話相談があった場合の被害児童・生徒及びその保護者に対する面接相談、権利擁護に向けた聞きとり及び被害児童・生徒及びその保護者が希望する場合の対策会議を構成する者に対する被害児童・生徒の立場に立った代弁者としての調整業務。

(2) 前号のうち、被害児童・生徒及びその保護者から救済の依頼があった場合の依頼者に対する申立書（様式第1号）の作成依頼及びアドボカシーセンターとしての意見書（様式第2号）の作成とこれら関係書類の担当課長への提出。

(3) アドボカシーセンターにおける権利擁護推進委員（アドボケーター）のスキルアップを図るための定期的な研修。

(4) システムの運用内容が被害児童・生徒の最善の利益を保証するものであるかを検証し、評価・提言を行うための第三者による評価委員会の定期的な開催。ただし、評価委員の選出については、被害児童・生徒の権利擁護の立場に立つというシステムの趣旨に適する者をアドボカシーセンターが決定すること。

(5) その他大阪府教育委員会が必要と定め、アドボカシーセンターと協議した事項。

2 前項により委託するアドボカシーセンターは、次の各号に掲げる要件に適合する者でなければ ならない。

(1) 府の区域内に事業所を有する者であること。

(2) 最近2ヵ年以内において国又は地方公共団体と本委託事業内容と同様の事業を請負った実績を有していること。

(3) 児童・生徒の権利擁護について、確かな理念を持つ団体であり、優れた実績を有すること。

(4) これまでに大阪府又は大阪府教育委員会と係争事案を有しないこと。

(5) 児童・生徒の権利擁護の立場に立った評価委員を選定し、評価委員会を設置できること。

（庶務）

第6条 このシステムの運用に関わる事務は、大阪府教育委員会事務局市町村教育室小中学校課において行う。

(守秘義務)

第7条 対策会議、アドボカシーセンター及び評価委員会に関わる者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託期間終了後及びその職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めることのほか、システムの運用に当たり、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

大阪府教育庁
長 様

申立人

大阪府教育委員会被害者救済システムによる救済について（申立書）

標記について、下記理由により、被害者救済システムによる救済を申し立てます。

1 申立事項

2 理由

3 その他

上記について、申立人（ ）より、相談を受理しましたので、報告します。

公益社団法人子ども情報研究センター
代表理事

(様式第 2 号)

意 見 書

大阪府教育庁

長 様

年 月 日

公益社団法人子ども情報研究センター
子ども家庭相談室

子ども家庭相談室は、_____による被害者救済申立を受け、下記のとおり意見書を作成しましたので提出いたします。

1 事実経過

2 救済の必要な理由・根拠

3 救済事項 等

2023 年度「子ども家庭相談室」年次報告書

2025 年 2 月 1 日発行

編集・発行 公益社団法人子ども情報研究センター
〒552-0001 大阪市港区波除 4-1-37HRC ビル 5 階
TEL 06-4708-7087 FAX 06-4394-8501
メールアドレス：info@kojoken.jp
ホームページ：<http://www.kojoken.jp>



2024 年度子ども家庭相談室

岡崎明美 奥村仁美 北川幾子 谷村順子 田中文子
田渕彩 橋本友子 橋本暢子 馬場伊都子 藤井浩子
藤田由紀子 堀井二実 李永才 山下裕子

2023 年 6 月に永眠されました大原幸子さんのご生前のご功績を偲
び、謹んで哀悼の意を表します